

児童相談所における家族再統合援助実施体制のあり方に関する研究

子ども家庭福祉研究部	才村 純・澁谷昌史・柏女霊峰・庄司順一		
非常勤研究員	有村大士（日本社会事業大学大学院）		
研修生	佐久間てる美（神奈川県中央児童相談所）		
西南学院大学	安部計彦	弁護士	磯谷文明
東京都児童相談センター	犬塚峰子	厚生労働省児童福祉専門官	太田和男
神奈川県相模原児童相談所	武井淳子	愛知県一宮児童相談センター	田中清美
兵庫県西宮こどもセンター	田中隆志	花園大学	津崎哲郎
神戸少年の町	野口啓示	神奈川県中央児童相談所	福岡 徹
大正大学	藤川 浩	宮城県子ども総合センター	本間博彰
札幌学院大学	松本伊智朗	駿河台大学	吉田恒雄

要 約

今、家族再統合に向けた援助が児童相談所等に強く求められているが、その取組みは未だ緒についたばかりであり、実施体制も脆弱といわざるを得ない。援助手法の確立と必要な体制整備が急がれる。このため、2005年度においては、児童相談所における家族再統合援助の実態を把握するとともに、関連する用語や援助をめぐる諸課題について考察を加え、児童相談所の役割について提言を試みた。今回の調査では、家庭復帰に向け援助プログラムが実施されているのは、虐待を理由に施設入所している児童の4.5%に過ぎないこと、プログラムを提示した事例の79%が援助を受けていること、プログラムを実施した79%に改善が見られることなどが明らかになった。

キーワード：児童相談所、児童虐待、家族再統合、家族保全、ソーシャルワーク

A Study on Service Systems for Family Re-integration in Child Guidance Centers

Jun Saimura, Masashi Shibuya, Taishi Arimura, Reiho Kashiwame, Junichi Shoji, Terumi Sakuma, Kazuhiko Abe, Humiaki Isogae, Mineko Inuzuka, Kazuo Ota, Junko Takei, Kiyomi Tanaka, Takashi Tanaka, Tetsuro Tsuzaki, Keiji Noguchi, Toru Hukuma, Hiroshi Fujikawa, Hiroaki Honma, Ichiro Matsumoto, Tuneo Yoshida

Abstract : One of the most important problems about child abuse measures in Japan is how to support the family re-integration or family re-unification. But it has been begun to put in efforts to tackle and the support systems are insufficient. We surveyed the conditions of the family re-unification services in the Child Guidance Centers, gave consideration to the essential terms about the family reunification or family re-integration, and tried to suggest about the roles of CGC. We found out following matters. Only 4.5% of the children who had separated from their families because of being abused or neglected were under the programs for family re-unification. 79% of the parents who had suggested to accept the service programs took those suggestions and 79% of them showed some improvment.

Keyword : Child Guidance Center, child abuse, family re-integration, family re-unification, family preservation, socialwork

I 研究の目的

平成16年の児童虐待防止制度の改正等に伴い、児童相談所には家族再統合に向けた援助や市町村支援などの取組みが強く要請されている。しかし、今の児童相談所は虐待通告への初期対応等に追われ、これらの業務にまで手が回らないのが実情である。児童相談所が期待される役割を適切に果たすには、必要な組織体制が整備されなければならない。

そのためには、まず児童相談所の業務内容及び業務量の現状を詳細に把握・分析する必要がある。このため、平成16年度には全国20ヶ所の児童相談所を対象に、タイム・スタディによりその業務内容及び業務量を精査し、網野（1989）や柏女（1997）らの先行研究との比較・分析を行った。その結果、殆ど全ての職種について実働時間が増加し続けており、慢性的な時間外勤務の実態が伺えること、この傾向は虐待専従組織において顕著なこと、心身障害相談1件に要する業務量を1.0とすると、養護相談9.5（網野研究では3.2、柏女研究では5.4）、非行相談4.6（同4.3、7.0）、育成相談1.8（同2.4、2.5）、保健・その他相談3.0（同0.7、0.8）であり、養護相談の業務量の増加が特に顕著であることなどが明らかになった。また、初めて虐待相談について業務量指数を出したが、12.8という値を得た。

今後は、これらの結果を踏まえつつ、市町村支援や家族再統合援助など、新たな業務をも視野に入れた実施体制のあり方について提言する予定である。特に家族再統合については取組みが強く求められているにもかかわらず、その概念すら明確でなく、方法論としても未だ確立されていない。また、家族再統合援助は児童相談所のみならず地域の関係機関を挙げた総合的な取組みが不可欠であり、その中で児童相談所の役割を明確化する必要があるが、児童相談所をはじめこれら地域での取組みも未だ緒についたばかりである。

従って、児童相談所における実施体制を明らかにするには、その前にまず①児童相談所における家族再統合に係る援助の実態を把握するとともに、②家族再統合の理念を明確にし、概念を整理すること、③家族再統合援助に係る業務の体系化を図ること、④地域における援助システムのあり方と児童相談所における取組みの方向性を明確化することといった基本的な作業が必要となる。このため、平成17年度においては、全国の児童相談所における家族再統合援助に係る業務実態の把握（①）を行うとともに、②、③、④について考察を行った。

平成18年度には、引き続き実地調査等を重ねながら考察を深める。特に、④の地域ケアシステムのあり方を明確にするには、地域の関係機関において実施されている援助の実態を把握する必要があることから、必要な調査を行いたい。

II 研究の方法

全国の児童相談所を対象に質問紙調査を行うとともに、先導的、特徴的な取組みを行っている児童相談所32ヶ所に対し実地調査並びに事例調査を行い、家族再統合に向けた援助の実態や職員の意識を把握するとともに、これらの結果を踏まえて家族再統合援助における基本的な課題や児童相談所としての援助枠組みについての整理を行った。

なお、本調査は、「児童相談所における児童の安全確認・安全確保の実態把握及び児童福祉法第28条に係る新たな制度運用の実態把握に関する調査研究」（平成17年度児童関連サービス調査研究事業、主任研究者：才村純）と一体的に行った*1。この研究は、虐待防止制度改正後の施行状況を広く把握し、課題整理を行うために行われたが、この研究のうち、家族再統合に関する部分について、より詳細な把握・分析を行ったのが本研究である。

III 調査に際しての定義

(1) 家族再統合

家族再統合の概念については、関係者間で十分なコンセンサスが得られているとは言い難い。考察で詳述するように、家族再統合は不全状態に陥っている家族機能が構築・修復・再生されることを意味し、援助の形態としては、分離ケースにおける家庭復帰に向けた援助のみならず、在宅援助、さらには家族が別居したままでの家族関係の構築・修復・再生を図るための援助など幅広いものと考えられる。しかし、本調査では、家族再統合を「分離した家族が再び一緒に生活すること」と操作的に定義した。つまり、家族再統合援助とは、子どもの家庭復帰を目ざした各種援助の総体とした。

(2) 家族再統合援助プログラム

(1)で述べたように、家族再統合援助は各種援助の総体であり、具体的には生活課題の解決や環境調整等を図るソーシャルワーク、子どもへの心理的支援（心理療法や環境療法を含む）、親を含めた家族への心理的支援、ペアレント・トレーニング等の治療的教育技法などが含まれるが、これらのうち、家庭訪問や面接、ソーシャルワークによる環境調整等は含まず、家族再統合を目的として一定の計画に基づいて継続的に行われる次のような取組みを「家族再統合援助プログラム」と定義した。

- ① 親グループ、親子グループ、親子合同面接などの家族への心理的支援
- ② コモンセンス・ペアレント・トレーニング（CSP）等の治療的教育
- ③ 親子再接触プログラム

(3) 各種技法を用いた援助

家族再統合援助プログラムのうち、コモンセンス・ペアレント・トレーニング」「セカンドステップ」「インタナショナルガイダンス」「家族療法」「ファミリー・グループ・カンファレンス」など、既存の理論や援助モデルなどを準拠枠として行われる援助を「各種技法を用いた援助」と定義した。

IV 調査の結果

1. 回収状況

全国の児童相談所 184 ヶ所に質問紙調査票を送付、151 ヶ所から有効回答を得、回収率は 82.1%であった(表 1)。

2. 被虐待児童の施設在籍及び措置解除の状況

(1) 被虐待児童の施設在籍状況

平成 17 年 11 月末現在において施設入所措置(里親委託を含む。以下同じ)が採られている児童は 7,582 人であり、内訳は、「児童養護施設」が最も多く 5,703 人(75.2%)、次いで「その他施設」461 人(6.1%)、「乳児院」620 人(8.2%)、「里親」309 人(4.1%)、「情緒障害児短期治療施設」257 人(3.4%)、「児童自立支援施設」232 人(3.1%)の順となっている(表 2、図 1)。

また、調査時点において一時保護中の児童は 1,638 人となっている(表 3)。

(2) 被虐待児童の措置解除の状況

平成 17 年 4 月から 11 月の間に措置が解除された児童は、全体では 854 人となっている(表 4、図 2)。これらの児童のうち、「家庭引き取り」は「児童養護施設」365 人(当該施設退所児童数の 74.9%)、「乳児院」98 人(同 50.5%)、「情緒障害児短期治療施設」18 人(同 56.3%)、「児童自立支援施設」32 人(同 65.3%)、「里親」23 人(同 43.4%)、「その他施設」20 人(同 51.3%)となっている。

「自立」は「児童養護施設」17 人(同 3.5%)、「児童自立支援施設」4 人(同 8.2%)、「里親」2 人(同 3.8%)、「その他施設」4 人(同 10.3%)、乳児院、情緒障害児短期治療施設は 0 人であった。

入所児童数総数に占める措置解除児童の割合は 11.3%で、そのうち措置変更以外の「家庭引き取り」が 7.3%、「自立」0.4%となっている。全体から見ると措置解除児童数は少ないが、この中では家庭引き取りの割合が高くなっている。

このうち強制引き取りは「児童養護施設」21 人(当該施設退所児童数の 4.3%)、「乳児院」1 人(同 0.5%)、「情緒障害児短期治療施設」2 人(同 6.3%)、「児童自立支援施設」2 人(同 4.1%)、「里親」0 人、「その他施設」1 人(同 2.6%)となっている。

強制引き取りについて実施調査で意見を聞いたが、無理やり施設から連れ去るということではなく、外出や外泊

後、子どもが施設へ戻ることを拒否したため、結果として家庭引き取りとなったというものが多かった。

なお、一時保護を解除された被虐待児童の数は計 2022 人であり、うち家庭引き取りは 1,135 人(56.1%)で最も多く、次いで施設入所措置・里親委託が 667 人(33.0%)、その他 181 人(9.0%)などの順となっている(表 5)。強制引き取りは 18 人(0.9%)と、施設に較べ少なくなっている。

3. 家族再統合援助実施件数

(1) 施設入所措置と並行した 2 号措置

虐待を理由として施設入所措置が採られている児童のうち、併せて 2 号指導が採られている児童は 213 人(2.8%)に過ぎない(表 2)。

実施調査では、28 条ケースについては 2 年以内という措置の期限が決められ、更新審査に際しては、保護者への指導措置の効果に照らし判断されるため、2 号措置をとることが多いとの回答が見られた。

(2) 家族再統合の方針を立てている児童

「調査票記入の手引き」において、「長期的な見通しも含めたケースの援助方針において、家族再統合(家庭復帰に限定)を基本方針としているケース」を「家族再統合の方針を立てている」ケースと規定した。「家族再統合の方針を立てている」児童は計 1,356 人であり、入所児童全体(里親委託を含む)の 17.9%に止まっている(表 2)。内訳は、児童養護施設 1,046 人(当該施設に入所している児童の 18.3%)、乳児院 131 人(同 21.1%)、情緒障害児短期治療施設 70 人(27.2%)、児童自立支援施設 44 人(19.0%)、里親 32 人(10.4%)となっている(図 3)。里親に委託されている児童については、家族再統合の方針をたてている割合が施設入所児童よりも一層少なくなっており、家族再統合の見通しを持ちにくい児童が里親に多く委託されていることを示唆している。しかし、施設入所児童についても、家族再統合の方針が立てられているケースが 18%程度に止まっている、つまり約 8 割のケースが家族再統合を基本方針とされていないことは何を意味するのであろうか。援助受講に向けての保護者の同意が得られないために説得を続けているのか、家庭の状況や児童相談所の体制等の理由から家族再統合が断念されているのか、今後詳細な分析が必要と考えられる。

なお、一時保護所は分離の初期段階ということが要因となっていると思われるが、再統合の方針をたてている割合は更に低く 123 人(7.5%)に止まっている。

(3) 家族再統合に向けたプログラムの実施状況

前述のとおり、「家族再統合に向けた援助」とは「ソーシャルワークによる環境調整等は含まず、援助計画に基づき、Q9(3)に列挙した各種技法等を用いた援助に限定」した。施設入所等の措置がとられている児童で「家

族再統合に向けプログラムを実施している」児童は全体で338人(4.5%)であり、ここでも情緒障害児短期治療施設では30人(当該施設に入所している児童の11.7%)と、他の施設に比べ高い割合を示している(表2、図4)。

4. 家族再統合のための保護者援助の実施体制

(1) 家族再統合に取り組む体制(MA)

「(家族再統合のための)専門チームはないが、児童心理司や医師が保護者への援助にあたっている」が91ヶ所(66.9%)で最も多く、次いで「児童福祉施設と共同で実施」が88ヶ所(64.7%)、「保健所、保健センターと共同で実施」24ヶ所(17.6%)などとなっており、「専門のチームを持つ」は13ヶ所(9.6%)に止まっている(表6、図5)。「その他」には「児童福祉司による指導」9件(6.6%)が含まれている。他機関への委託では「市町村や他の行政機関への委託」が6件(4.4%)と最も多くなっている。「家族再統合のための援助は行っていない」という児童相談所も4ヶ所(2.9%)見られた。

実施調査では、「援助を行う必要はあるが、人的な不足、プログラム・技法の不足で実施できない」という声が多かった。虐待専従組織が初期対応だけでなく、家族再統合支援を行っている児童相談所もあったが、両方を行うことは、緊急対応をしながら時間を設定した援助も行わなければならない、時間的にもまた対応する職員の数にも限界があり、再統合のための体制が別にあることが望ましいという意見があった反面、所内での連携や役割分担ができにくく、ひとつの組織に加重がかかり、再統合支援まで手がまわらないという意見や、初期対応、その後の援助、再統合と担当が分断してしまうことで、親との信頼関係への影響を懸念する意見も少なからず見られた。

さらに、児童相談所だけでサービスの全てを担うことには限界があるという意見もあった。すなわち、担当者の異動や行政機関という立場から、対象者や関わりの期間や費用が制約を受けてしまうことから、地域の民間機関や児童福祉施設、里親などによるそれぞれの専門性や柔軟性を活かした継続性あるサービスが必要になるという意見である。ある児童相談所ではサービスのパッケージ化を図り、児童相談所や自治体がこれを購入し、児童相談所はアセスメント(リスク、セーフ)とケースマネジメントを行うのが望ましいという意見もあった。しかし、現実には、地域に支援プログラムをもつ機関がなく、苦慮しているという児童相談所も多く見られた。

(2) 保護者援助の内容(MA)

保護者援助の内容については、「面接・家庭訪問」131ヶ所(96.3%)が最も多く、次いで「家族の関係調整」89ヶ所(65.4%)、「学校・病院等との連携」87ヶ所(64.0%)、「保育所や在宅サービス利用にむけた準備」86ヶ所(63.2%)、「地域のサポートネットワークづくり」

86ヶ所(63.2%)がほぼ同数であり、「生活基盤の整備」は71ヶ所(52.2%)となっている(表7、図6)。また、「保護者へのカウンセリング」85ヶ所(62.5%)、「各種技法を用いた援助」41ヶ所(30.1%)であり、面接や家庭訪問、環境の整備など従来のソーシャルワーク的な援助が中心ではあるものの、家族への心理的な援助や各種技法を用いた援助も一部で行われている。

(3) 家族再統合の方針をたてているケースへの援助計画の策定状況

家族再統合にむけた援助計画について、「必要なケースのみ」67ヶ所(52.8%)が最も多く、次いで「作成していない」45ヶ所(35.4%)、「すべてのケース」15ヶ所(11.8%)の順となっている(表8)。家族再統合には長期的な見通しに立った計画的・総合的な援助が必要となるが、援助計画を策定していない児童相談所が35%を占めることは問題ないとは言えない。

(4) 援助計画の作成方法(MA)

援助計画作成にあたっては、「援助計画の内容について保護者の同意を得るようにしている」64ヶ所(77.1%)が最も多く、次いで「援助計画を子どもと共同で作成するなど、子どもの意向を十分にとりいれている」20ヶ所(24.1%)、「援助計画を保護者と共同で作成するようにしている」12ヶ所(14.5%)の順でとなっているが、「援助計画は保護者に提示していない」19ヶ所(22.9%)もあった(表9)。複数回答としているため、ケースに応じて援助計画の作成方法を変えていることがその理由と推測される。

(5) 保護者援助に必要な条件

保護者援助に必要なと思われる条件上位3つを尋ねたところ、「保護者への虐待認知への援助」62ヶ所(45.6%)、「関係機関との連携」62ヶ所(45.6%)、「保護者との信頼関係」58ヶ所(42.6%)、「援助の動機付け」48ヶ所(35.3%)、「保護者の精神的・心理的安定」35ヶ所(25.7%)などの順となっている(表10、図7)。「地域のサービスの充実」33ヶ所(24.3%)、「援助プログラム」30ヶ所(22.1%)、「専門的なスキル」24ヶ所(17.6%)など具体的なサービスや技術・技法を利用する前提として、保護者の虐待認知や信頼関係の構築など保護者との関係づくりが重要であると考えられているといえる。

実施調査において、家族再統合のための援助が成立する最低限の条件を聴取したところ、不本意ながらも児童相談所と一緒に子どものことを考えていく保護者の姿勢が重要であり、そこに辿り着くまでには、担当者が根気強く保護者との接触を持ち面接を繰り返すなど、相当の力量と時間を要するという回答が多かった。「家族再統合のために介入(分離)する」という意識を初期段階から持つことが、その後の支援にも大きく影響するという意

見もあった。また、親子分離しなければならないほどの重篤なケースについて、果たして家族再統合が成り立つのか、「絵空事」としか思えないという否定的な意見も見られた。

5. 家族再統合に向けた保護者援助の状況

Q8(2)の設問において、「各種技法を用いた援助プログラム」を実施していると回答した児童相談所について、以下の事柄を尋ねた。

(1) 各種技法を活用した援助プログラムの実施状況

プログラムの実施件数は「実施した」「実施中」「中断」を合わせると392件あり、平均すれば一人当たり約1件となる(表11)。内訳は、「実施した」160件(39.7%)、「実施中」214件(53.1%)、「中断」18件(4.5%)となっている。この他、「実施予定だったが実施せず」が11件(2.7%)あった。

(2) 各種技法を活用した援助プログラムの実施対象となった保護者の状況(MA)

対象となった保護者について複数回答で尋ねたところ、「虐待を認め、援助を求めている保護者」を挙げた児童相談所が36ヶ所(80.0%)、「半年から1,2年ぐらいの間に家庭復帰が見込まれる保護者」32ヶ所(71.1%)、「家庭引取りの条件としてプログラムを提示した保護者」28ヶ所(62.2%)、「養育知識・技術が不十分な保護者」28ヶ所(62.2%)などが高い割合を示した。また、「虐待は認めていないが、援助を求めている保護者」が19ヶ所(42.2%)に止まっており、「虐待を認め、援助を求めている保護者」80.0%と比較すると、虐待の認知状況がプログラム実施の大きな要因となっていることが分かる(表12、図8)。

(3) 家族再統合のために導入している保護者援助プログラム(MA)

親子再接触プログラムが最も多く29ヶ所(67.4%)、次いで親子合同面接23ヶ所(53.5%)、親グループ14ヶ所(32.6%)、親子グループ6ヶ所(14.0%)などの順となっている(表13)。親と子どもをステップ・バイ・ステップで接近させる親子再接触プログラムは、従来からも多く行われてきた手法であるが、適切なアセスメントと中長期的・短期的な援助計画に沿って進められる必要がある。具体的にどのような方法・内容で行われているのか、より詳細な把握が必要と思われる。

また、親子再接触プログラムが最も多く実施されているということは、これが単独で行われているケースも存在することを意味している。しかし、親子再接触プログラムが導入されるには、家族関係に一定の修正が図られている必要があり、このためにはカウンセリングなど家族関係の修正に向けた他の技法と併用される必要があると考えられる。

具体的な技法では、「児童相談所が独自に工夫・開発した技法」が最も多く22件(57.9%)、次いで「ペアレント・トレーニング(精研式)」11件(28.9%)、「コンセンサス・ペアレント・トレーニング(CSP)」10件(26.3%)となっている(表14、図9)。この他「親子宿泊体験」「MCG」「My Tree」なども数件実施されており、「その他」に記載されたものでは「セカンドステップ」「インタナショナルガイダンス」「親子合同ワーク」「家族療法」などの回答があり、さまざまな技法が用いられていることが分かる。

実施調査においても、保護者への援助の必要性から、ケースに合わせて独自にプログラムを開発・工夫しているという児童相談所は多く、試行錯誤しながらもケースに対応するためプログラムを工夫し、実施している様子が伺えた。今後はこれら児童相談所独自で開発したプログラムの具体的な内容について詳細に把握する必要がある。

(4) 保護者のプログラム受講状況

回答数262件のうち、「積極的に受講」が96件(36.6%)と最も多く、次いで「子どもを家庭復帰させるためやむを得ず受講」が83件(31.7%)となっており、「児童相談所の関わりに拒否的で、プログラムを受け入れない」「子どもへの関心が薄く、受講意欲がない」といった拒否的なケースは23件(8.8%)に止まっている(表15、図10)。動機づけに向けた援助やプログラムへの取り組み、プログラムの工夫など児童相談所の努力が功を奏しているものと思われる。また、前述のとおりプログラムの対象者をある程度絞り込んでいることの影響も考えられる。いずれにしろ、これらのケースについてより詳細な分析を行い、保護者が受講する上で有効に機能する要因を明らかにする必要がある。

(5) 援助プログラムの実施結果

保護者へのプログラムを実施した結果については、251件の回答のうち、「親子関係が改善し、プログラムを継続」84件(33.5%)、「家庭復帰は困難だが、親子交流が可能」65件(25.9%)、「家庭復帰」49件(19.5%)と、親子関係に何らかの改善があったとする回答が78.9%と大半を占めている(表16、図11)。プログラムの実施が親子関係の改善に大きな役割を果たしていることが分かる。

また、「その他」の回答には、実施途中で評価ができないとするものが多くを占めていたが、「保護者が転出」、「子どもへの関心が薄い」、「保護者は変わってきたが、子どもが親を拒否している」という回答もあった。「保護者の状況が改善せず、子どもは自立」15件(6.0%)、「保護者の状況が改善せず、里親・養子縁組を検討」5件(2.0%)等、効果がなかったという結果は8%程度に止まっている。

実地調査では「深刻なケースが多い中で、現実問題として家族再統合が可能なのか」といった悲観的な意見を表明する児童相談所も見られたが、実際には多くのケースにおいて何らかの改善が図られていることは注目に値する。

6. 調査結果のまとめ

- ① 長期的な見通しを含め家族再統合を基本方針とされている児童は計 1,356 人であり、全入所児童（里親委託を含む）7,582 人の 17.9%に止まっていること。その要因について今後詳細な分析が必要と考えられること。
- ② 援助計画に基づき、各種技法等を用いた援助が行われているのは 338 人で、全入所児童の 4.5%に過ぎないこと。
- ③ 家族再統合のための専門チームを設置している児童相談所は 13 ヶ所（9.6%）に止まっていること。専門チームの配置については、介入機能と援助機能を分離させることにより、それぞれの機能がより発揮され易くなるといった肯定的な意見と、それぞれの機能が分断されることで保護者との関係性に悪影響が出るとを懸念する意見も少なからず見られたこと。
- ④ 家族再統合には長期的な見通しに立った計画的・総合的な援助が必要となるが、援助計画を策定していない児童相談所が 35%を占めること。
- ⑤ 援助が成立するには、下記のような条件が重要と考えられていること
 - ・保護者が虐待を認めること（45.6%）
 - ・関係機関との連携（45.6%）
 - ・保護者との信頼関係（42.6%）
 - ・支援を受けるための動機付け（35.3%）
- ⑥ 援助プログラムの実施対象となった保護者の状況では、「虐待は認めていないが、援助を求めている保護者」が 19 ヶ所（42.2%）に止まっているのに対し、「虐待を認め、援助を求めている保護者」36 ヶ所（80.0%）が多くを占めており、虐待の認知状況がプログラム実施の大きな要因となっていると考えられること。
- ⑦ 援助プログラムでは、家族再接触プログラムが最も多くなっているが、家族再接触プログラムは計画的・総合的に行われる必要があり、その内容や方法について詳細な実態把握が必要と考えられたこと。また、家族再接触プログラムが単独で行われているケースもあることが明らかになったが、これを導入するには家族関係において一定の修正が図られている必要があり、このためにはカウンセリング等他の技法と併用される必要があると考えられたこと。
- ⑧ プログラムを実施するための技法では、様々なものが試みられているが、児童相談所独自で工夫・開発したものが多く用いられており、その運用実態についてより詳細な把握が必要と考えられたこと。

⑨ 積極受講 33.3%、消極受講 45.4%と、プログラムを提示した保護者の多くが受講していること。これらのケースについてより詳細な分析を行い、保護者が受講する上で有効に機能する要因を明らかにする必要があると考えられたこと。

⑩ 実地調査において、一部の児童相談所からは家族再統合援助の効果について悲観的な意見が表明されたが、プログラムを実施した大半のケース（79%）に改善がみられること。

V 考察（基本的な課題の整理と提言）

1. 家族再統合をめぐる制度的動向

平成 12 年の児童虐待防止法の制定や厚生労働省の積極的な指導等により、虐待への初期介入については一定の進展が見られたことは間違いないが、家族再統合については、その概念すら明確でなく、方法論としても未だ確立されてはいない。しかし、平成 16 年度の児童虐待防止法の改正により、「親子再統合」への配慮が国や自治体の責務として位置づけられるとともに、同年の児童福祉法改正では 28 条措置について 2 年以内という期限が設定され、児童相談所の申立てに基づき家庭裁判所が措置期間の更新の適否について審査する仕組みが導入された。つまり、保護者の改善努力や家族再統合の状況等を判断材料として司法機関が更新の適否を判断することになった。

さらに、28 条措置であろうと同意入所措置であろうと、子どもへのパーマネンシー保障の観点からも家族再統合に向けた援助は極めて重要なものである。

このように、今家族再統合にむけた援助が強く児童相談所等に要請されている。しかしながら、その取り組みは未だ緒についたばかりであり、これを実施するための組織体制についても未整備と言わざるを得ない。にもかかわらず、家族再統合援助は児童相談所にとって「待ったなし」の課題となっており、家族再統合の概念や児童相談所としての援助枠組みの整理、組織体制の検討は喫緊の課題である。このような問題意識のもとに本調査研究は企画・実施された

2. 家族再統合の概念

家族再統合をどのようにとらえるかは、援助の立脚点や枠組み、方法を決定づける極めて重要な課題である。

桐野由美子は、アメリカでは子どもを家庭外に措置する以前に家庭分離を防止することを目標とした「家族維持」、家庭外措置の子どもがその家族に安全に復帰することを目標とした「家族再統合」としているという^{*2}。また、澁谷昌史は家族保全概念の整理の中で、「フィロソフィーとしての家族保全」は生物学的な家族を中心的に重視する施策、プログラム、実践を支持する考え方で、親族ケア（kinship）や家族やグループによる意思決定方式

(family group decision-making)、家族再統合(family reunification)といったサービスを包括する上位概念としている*₃。そして、家族保全を「親子分離を回避することを目的として虐待ハイリスク家族に提供される在宅サービス」と定義している。

才村は「同居、別居を問わず、不全状態に陥っていた家族機能が再生され、家族の各構成員間の緊密で安定的な情緒的関係が構築または再構築されることにより、一つに統合される状態」としており*₄、犬塚峰子は「家族再統合は必ずしも家庭復帰を意味せず、種々の援助を提供して分離している子どもとの関係を再構築していく過程で最適とされた統合形態」と定義している*₅。

これらを総合すると、家族再統合を広義に解釈する立場と狭義に解釈する立場に大別されよう。前者では、才村の考え方がその典型となるが、そもそも家族再統合援助の対象となる家族は、家族機能が不全状態に陥っているのであるから、同居・別居を問わず本来の家族機能が構築・修復・再生することをもって家族再統合とする立場であり、家族再統合を最上位概念としてとらえる。従って、家族再統合援助は、家族分離されたケースは無論のこと、家族保全のための一連の在宅援助もその範疇に入ることとなる。さらに、犬塚が定義しているように、家族機能が構築・修復・再生されているが、何らかの事情により家族と子どもが別居を継続したまま、面会、通信、外泊等により家族員としての情緒的関係が維持されるならば、これも家族再統合の1つの形態といえるであろう。一方、桐野の主張に見られるような後者の考え方は、家族分離された状態にある家族が家族機能の構築・修復・再生により再び同居に至る、つまり子どもの家庭復帰をもって家族再統合とするものである。この考え方では、家族保全や犬塚の定義に見られるような家族分離のままの統合形態は家族再統合の範疇外に位置づけられることになる。

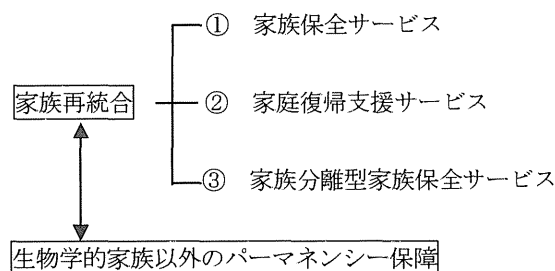
なお、澁谷の言う家族保全は生物学的な家族関係に着目し、これを保障するためのサービスを総称して家族保全という用語を使用している。つまり、家族再統合をも包含する最上位の概念として家族保全を定義するユニークなものである。澁谷は家族再統合について明確な定義づけは行っていないが、文脈から判断すれば、家庭復帰をもって家族再統合とする桐野の考え方に立脚していることは明らかである。これら各研究者の考え方を整理すれば、次のようになる。

才村：家族再統合＝家庭復帰、家族保全、家族分離のままの統合
 犬塚：家族再統合＝家庭復帰、家族分離のままの統合
 桐野：家族再統合＝家庭復帰（家族保全は家族再統合の範疇外）
 澁谷：家族保全＝家庭復帰を含め、生物学的家族関係を保障するための全ての援助形態

英語では、物理的に分離されていたものが1つに統合される状態を re-unification、機能面で統合される状態を re-integration と、二者を使い分けているようである*₆。しかし、日本語ではこれらを総称して「家族再統合」と呼んでいるところに、考え方の混乱の原因があるように思われる。

なお、平成16年の児童虐待防止法の改正では、新たに「親子再統合への配慮」が国、自治体の責務として位置づけられたが、同法は、親子分離ケースのみならず、広く家族同居のままの家族機能の構築・修復・再生（家族保全）をも視野に入れていると解釈すべきであろう。なぜなら、同法が家庭復帰への配慮しか求めていないとすれば、家族保全に向けた取組み責任が脱落してしまい、総合的な取組みを担保するという改正の趣旨に悖るからである。

下の図は、家族再統合に係る援助の体系について整理したものである。すなわち、家族再統合を「在宅、家族分離を問わず、不全状態に陥っていた家族機能が再生され、家族の各構成員間の緊密で安定的な情緒的関係が構築または再構築されることにより、一つに統合される状態」として定義し、これを実現するためのサービスとして、①在宅のまま家族機能の構築・修復・再生を図る、つまり家族分離に至ることを防止するための「家族保全サービス」、②分離ケースにおける家庭復帰を支援する「家庭復帰支援サービス」、③家庭復帰が困難な事例について、家族分離のまま家族関係を保障する「家族分離型家族保全サービス」とした。



このような整理を試みたが、本調査研究では、誤解を避けるため、一般的に使用されることの多い、家庭復帰支援サービスをもって家族再統合とした。従って、以下「家族再統合」は子どもの家庭復帰を、「家族再統合援助」は子どもの家庭復帰をめざした援助を意味していることをお断りしておく。いずれにしろ、今後、家族再統合の概念について、積極的な議論が展開されることを望みたい。

3. 家族再統合援助の理念

生まれ育った環境の中で、豊かで安定した情緒的関係の中で育つこと（パーマネンシー）が子どもの健全な発達に不可欠であり、子どもの権利である。従って、このような環境に恵まれない子どもたちのために、適切な

養育環境が与えられるよう種々の援助を積極的に行う必要がある。つまり、家族再統合は、子どもにとっての安全な場所の保障に止まらず、ウェルビーイングを保障するための手段である。

重要なことは、家族再統合は一つの重要な道筋であって、援助を行う上での唯一の目的ではないということである。従って、いかなる働きかけをもってしても家族再統合の実現が困難な事例は現実には存在するわけであり、このような場合は家族再統合を断念し、可能な限り早期の段階で養子縁組や長期里親委託など別のパーマネンシーの保障を検討する必要がある。

4. 援助の各段階における課題

(1) 家族再統合援助の流れ

家族再統合援助を行うための児童相談所における組織体制のあり方を明らかにするには、まず家族再統合援助の流れを明確にしておく必要がある。才村は、家族再統合に向けた児童相談所の援助の流れを本報告書末尾資料1のように整理している*7。以下、才村のモデルに従い、援助の各段階における課題について考察する。無論、才村のモデルは1つの叩き台に過ぎない。今後ヒアリング調査等を通じてこのモデルを修正していく必要がある。

(2) 虐待の告知と援助に向けた動機付け

本調査において、家族再統合援助が成立する条件として「保護者への虐待認知への援助」を指摘した児童相談所が最も多くなっているが、家族再統合援助が成立するには、保護者による問題への直面化が不可欠である。自らの行為を「虐待」あるいは「間違った養育方法」であると認識し、さらに自己の行為が「子どもに著しく有害な影響を与えているものであること」を認識していることが前提条件となる。そのためには、保護者に対しこれらのことを明確に伝え、理解を得る必要がある。

そして、児童相談所が家族に関わるようになった理由（子どもの安全を守るために、家族と協力して問題解決を図っていききたい）及び援助機関、援助者の権限・役割・限界、援助方針などについて、丁寧かつ粘り強く伝えていく必要がある。

インスーは、「子どもの分離に直面することが親にとって文字通り“目覚ましのベル”として機能することは少なからず体験する。親の養育者としての考えと行動に敬意を払いながら、なおかつ、“このままの状態が続ければ、子どもの安全が確保できないので、子どもの身柄を保護せざるを得ないことになりうる”という情報を提示しておくことは、親を正気に戻し自らの行為に一定の責任を感じる助けになるだろう。“親子分離する”ことが目的ではなく“子どもを安全にしておく環境を保障する”ことが目的であることを強調する。それに対して、親が子どもを自分の手元に置き続けるためならたいいのこ

とには応じる用意がある、という姿勢を示すところまでこぎつければ、とりあえず協働関係の土俵に親を上げることができたということの意味する。親の子どもに対する“向上心”と“意欲”に光をあてることが、親の支援者として誇りを傷つけずに援助要請を引き出す鍵である」と述べている*8。親が家族の問題に直面化することが不可欠であり、そのためには、これまでの受容的な面接で親の自発的な相談を待っているのみでは不適切と言わねばならない。親への敬意を払いながらも法的な権限を示し、「これは不適切な養育であり、児童相談所は関わりをもたなければいけない」こと、「家族と協働し、子どもと家族の安全と福祉のために何が必要かを考え、行動する」ことを確認することが大切である。このような対応は、援助者に対して相当な努力と根気を要請するものであるが、受容・共感の姿勢をもちつつ、首尾一貫した毅然たる対応を図る必要がある。

(3) 家族とのパートナーシップの構築(対立関係を援助関係にどう活かすか)

児童相談所による介入は多くの保護者にとって脅威であり、そのため児童相談所に対して威圧的・攻撃的な態度に出る者も少なくない。この場合、児童相談所と保護者との関係は熾烈を極めることになる。

果たしてそのような状況の中で、保護者とのパートナーシップの構築は可能なのであろうか。才村らが本調査研究と一体的に行った前述の調査の結果において注目されるのは、強制介入後に保護者との対立関係が続いているのは全体の15%に過ぎず、71%のケースでは良好な関係に転じていることである*9。良好な関係に転じた要因として最も多かった意見は、「児童相談所の毅然とした態度」援助を受けなければ子どもを返してもらえないという保護者の思惑「担当者への信頼感の形成」などであり、いずれも6割以上を超えている。そして、実地調査においても多くの児童相談所から同様の意見が述べられている。

ここでは、保護者との対立という関係性をどう支援に結びつけるかが大きな課題となる。津崎哲郎は「援助者がひとつの社会的壁になり保護者と対峙し、子どもの保護や状況の改善については真摯に、かつ毅然と向き合う援助、つまり「父性的ソーシャルワーク」により、保護者の態度を変化させるきっかけになると述べている*10。また、鈴木浩之は、保護者の虐待の認知と児童相談所との関係性に焦点をあて、虐待認知を相談レベル、潜在的相談レベル、対立レベル、選択的相談レベルの4つに分けている。「対立レベル」にある保護者の態度と動機を変容するために「外在化技法」を用い、「対立関係」を「法律システム」に規定されたものとして外在化し、保護者と児童相談所が「法律システム」のもとに協働するという関係性に変化させる実践を紹介している*11。また、加藤吉和は、東京都の児童相談センター「父親グループカ

ウンセリング」における実践のなかで、「児童相談所と父親の二者関係の間にスタッフが加わることによって、新たに第三者関係が成立」し、児童相談所、父親、スタッフの関係性の変化すなわち「敵対的・対立的な関係性から、非対立的な関係性への変化」が家族再統合に必要な児童相談所の機能を活性化させる機能をもつと述べている*12。

いずれにしろ、保護者との対立といった関係性を援助関係にどう活かすが児童相談所に求められている。しかし、これは困難を極める作業である。ダイアン・デバンフィルスは、ワーカー自身が「自分自身に関する偽りのない知識、機関の手順と方針、および専門家の役割についての明確な知識」を確実に自分のものとしていなければならないと述べている*13。今回のヒアリング調査でもソーシャルワーカーが介入する時に、きちんと自分の立場、権限について自信を持って説明できることと同時に、主役は家族であり児童相談所は子どもと家族のために支援していくというメッセージを伝え続けることが重要であるとの意見が見られた。

これらを総合すれば、関係性の改善には次のような事柄が重要であると考えられる。

- ① 介入時に、きちんと自分の立場や権限について自信を持って説明できること。
- ② 毅然たる姿勢と一貫した態度が保たれていること。
- ③ 主役は家族であり児童相談所は子どもと家族のために支援していくというメッセージを伝え続けること。
- ④ 機関としての方針と手順を明確にし、保護者の理解を促すこと（何が課題であるか、どのような状況になれば家庭引取りが可能となるか、そのためには何をすべきかを具体的に説明すること）。親子分離に際し、保護者が児童相談所に対し怒りを顕にし、攻撃的態度に出るのは、先の見通しが持てない中で「わが子を児童相談所に永久に奪われるのではないか」との不安に起因する場合が少なくないと考えられる。従って、どのような状況になれば子どもの引取りが可能であるか、そのためには保護者としてどうすればよいのか、児童相談所としてはどのような手助けをしたいのかといったことについて具体的に保護者に伝え、不安と誤解を解き、援助の土俵に保護者を引き入れる努力を重ねることが重要である。

いずれにしろ、対立関係から援助関係への転換を図るには、豊富な経験と高度な専門性が求められることは、実地調査において多くの児童相談所から指摘されたところである。

さらに、援助が円滑かつ適切に行われるためには、組織上の工夫も求められる。そもそも保護者との熾烈な対立関係が生じるのは、強制的介入機能と援助機能という相矛盾する機能を児童相談所が一手に担っていることによるものであるから、本来はこれらの機能を機関によっ

て分離するべきであるとの意見（権能分離論）があるが、その是非はともかくとして、現実には児童相談所内部に虐待の初期対応を行う虐待専従組織を設置し、その後の援助は地区担当児童福祉司が行ったり、家族再統合の専従組織を設置するなど、運用面で工夫を行っている児童相談所が増えつつある。初期介入を行った組織や職員とは別の組織・職員が援助を引き継ぐことにより、保護者の代弁者的な役割をこれらの組織・職員が担う、つまり第三者の媒介、仲介が保障されることになり、関係性の変化が期待されるという意見に見られるように、役割を分離することで援助関係が構築し易くなったという意見が今回の調査において多く見られた。しかし、その一方で、担当が変わることで相談関係が分断されるため、援助セクションへの引継ぎは容易でないとの意見も多くの児童相談所において見られた。児童相談所内での機能分離の利点や問題点等について、今後援助実績も踏まえながら一層詳細な検討が必要となろう。

(4) 援助のためのアセスメント

① アセスメントの重要性

家族のアセスメントについて、バネッサは家族機能の4大特性は外部との関係（Connection）、知識とスキルの資産（Assets）、人間関係（Relationships）、環境（Environment）であるとし、こうした特性は家族員同士の相互作用と、家族と外部とのより大きなシステムとの相互作用の両方をとらえたものであるとしている*14。また、イギリスではACPCSのアセスメントトライアングルでは、人を理解するとき、その人を取り巻く環境との関係性でとらえるという視点で、子どもの発達ニーズ、親の力量、家族と環境の要因の三面を枠組みとしている*15。日本においても、多くのアセスメントの指標が示されている。「子ども・家族への支援計画をたてるために」では、こどものウェルビーイング、家族のウェルビーイングを考えていく上で、家庭に関する側面、子どもに関する側面、地域社会に関する側面とその関係性について情報収集・調査し、その子どもの健全な発達にとっての最善の利益を目的に、総合的に分析・検討する必要があるとしている*16。

いずれにしろ、援助を総合的、計画的に行うには、家族や児童、地域の状況、援助の可能性等についてアセスメントを行い、これを踏まえた援助計画（プランニング）が不可欠となる。具体的には、児童の心身の状況（愛着関係の形成状況や情緒・行動面の状況）、保護者の虐待認知状況、援助の動機づけ、子どもへの感情といった心理的側面、家族の人間関係や経済状況、地域との関係、関係機関の対応能力や社会資源活用の可能性、生活環境等の社会経済的側面、保護者の養育技術などの技術的側面などについて総合的に分析・検討を行い、中長期的な目標に立って当面の援助方針を具体的に検討する必要がある。

アセスメントというリスク面にのみ焦点が当てられがちであるが、家族援助を行うには、家族の力・強み（ストレングス）という肯定的側面に注目することも重要である。

② アセスメントにおける家族との協働

今回の調査結果等から、家族との協働のもとでのアセスメントが重要と考えられた。その理由は次のとおりである。

ア. 家族との認識の違いや家族の本音に援助者が気づく契機になること。

家族が問題と感じていることと児童相談所が問題と感じていることが、一致するとは限らない。家族が何を必要としているのかを理解し、家族にとって必要かつ効果的な支援を探し出すこともアセスメントの重要な要素となる。

今回の実地調査において、神奈川県では家族と協働でアセスメントを行う実践が行われていることが分った。協働でのアセスメントは、時には認識のズレから対立が硬化する場合もあるが、概ね家族の反応はよく、家族との認識の違いや家族の本音に支援者が気づかされることもあり、また、家族間の関係性や自己評価等も把握することができ、有効であるとのことであった。

イ. 家族間の関係性に対する家族相互の認識や自己評価等を把握することができること。

児童相談所の評価と家族の評価の相違点について家族と話し合うことで、家族との信頼関係の構築にもつながり、また、家族に虐待のない家庭を築くこと、変化することの重要性を気づかせることにもなる。初期の評価と比較することで家族の変化を見ることができ、家族の虐待の認知、動機づけにも有効であると考えられる。さらに、協働のアセスメントを行うことにより、虐待が起きた背景（関係性）を保護者に理解させることにもなり、これを的確にアセスメントすることで、「何が家族に必要な」「どんな支援が有効か」を判断できることにつながる。

ウ. 児童相談所の評価と家族の評価の相違点について双方が話し合うことにより、家族との信頼関係の構築につながる。

林浩康は、「アセスメントは、共通の体験を共有することで子どもや家族との関係性を深め、協働関係を形成する手段である」「家族や子どものストレングスを確認し、それを促進するための過程」であると述べている^{*17}。

アセスメントは支援方針を決定するためだけの手段ではなく、支援のひとつの経過でもある。児童相談所の役割と責任、家族の責任を明確にしていくことにもつながるものと考えられる。

これら以外に、家族との協働によるアセスメントには、家族に虐待のない家庭を築くこと、変化することの重要性を気づかせることになること、初期の評価と比較することで自らの変化を家族が知ることができ、家族の虐待

の認知、動機づけにも有効と考えられることなどのメリットが考えられる。

③ 家族のストレングス（長所・強み）に着目したアセスメント

愛知県では、評価、支援計画票にリスク面だけでなく、肯定的側面（安全性）を取り入れる工夫がなされている^{*18}。虐待ケースへのアセスメントでは、リスク面に主たる関心が寄せられ、これをいかに減ずるかが援助の目標とされてきた傾向があるが、これだけでは家族の力を十分引き出すことができず、結果として家族への援助に行き詰ってしまうことも多かったのではないかとと思われる。問題を探すことに多くの時間と労力を割くのではなく、家族が持つプラスの側面を発見し、評価し、これを伸ばしていけるような援助が求められる。

家族のストレングスを評価するツールとして、「子ども虐待対応ハンドブック」では、「家族のストレングス、資源、社会的支援を評価するためのツール」が紹介されている^{*19}。今後わが国においても、ストレングスの観点からの評価ツールの開発が望まれる。

(5) 家族援助プラン

① プランニングにおける家族との協働

アセスメントによって明らかにされた保護者の虐待認知状況や援助の受講動機、保護者や子どもの課題とニーズ、地域環境等を踏まえ、具体的な援助プランが策定されることになる。

親子分離に際し、保護者が児童相談所に対し怒りを顕にし、攻撃的態度に出るのは、先の見通しが持てない中で「わが子を児童相談所に永久に奪われるのではないか」との不安に基づくもの大きいと考えられる。従って、どのような状況になれば子どもの引取りが可能であるか、そのためには保護者としてどうすればよいのか、児童相談所としてはどのような手助けをしたいのかといったことについて具体的に保護者に伝え、不安と誤解を解き、援助の土俵に保護者を引き入れる努力を重ねることが重要である。

このような努力が効を奏し、保護者が児童相談所の援助を受けることを了承すれば、援助プランに従って家族再統合援助が開始されることになる。援助は援助者とこれを受ける保護者との共同作業であるから、援助方針や援助内容等について双方の合意が必要となる。援助プランを援助者が一方的に策定し、これに保護者を従わせようとしてもうまくいかない。従って、援助プランは保護者と協働し、実現可能な内容で策定・実施することが重要となる。しかし、援助プランを保護者とともに共同で作成するようにしている児童相談所は12ヶ所に過ぎないことが今回の調査で明らかになった。

② 児童相談所における家族援助プランの例

今回の調査において、児童相談所が保護者に示している具体的な援助プランを把握した。

神奈川県ではすでに援助プランのモデルが、虐待対策班によっていくつか作成されており、「子ども虐待への家族支援」の中でまとめられる予定となっている。

香川県では、個々の事例に即した「家族再統合のために」「再び親子と一緒に暮らすために」などの副題のついた「〇〇さんのための支援プログラム」が保護者と子どもに手渡されている（本報告書末尾資料2参照）。児童相談所が援助プランを示す理由や目的・目標とする期間、プログラムの進め方、評価の基準尺度、これからの流れなどが書かれている。「支援プログラム」は家族ごとに内容を変えて示されており、具体的な目標も面会なのか一時帰省なのか家庭復帰なのか、何をすればいいのか、どうしたら目標達成に至るのかなどが記載されている。プログラムはステップに分けられており、どうしたらステップをクリアできるか、いつ目標が実現できるのかが分かりやすく図や表を使って示されている。実践している児童福祉司（虐待専従担当）からのヒアリングでは、作成に要する時間や労力は大きい、「支援プログラム」を作成することにより家族を理解でき、またプログラムを家族に説明することにより家族との新たな関係構築が可能となり、支援がし易くなるということであった。

また、山梨県では一時保護の時点から家族に援助プランを示すような取り組みが始められており、京都市では「家族再統合のための保護者支援マニュアル」が作成され、援助プランには可能な限り保護者を参加させることが明記され、職員の進行管理のためのチェックリストも示されている。愛知県では「被虐待児童家庭復帰のための保護者指導マニュアル」について「地域型家族支援マニュアル」が作成され、「できる限り家族の意見を取り入れる機会を設ける」こととされるとともに、「関係諸機関・援助者が連携して家族支援にあたるためには、家族を取り巻く情報の共有化だけではなく、短期的・長期的な支援目標の設定、目標に向けた諸機関・援助者の役割分担等、諸機関・援助者の指針となるような家族支援プランが必要である」とし、さらに「家族支援プランの作成を法律により制度化することが望まれる」と提案している。

③ 「ファミリー・グループ・カンファレンス」の導入

児童相談所において、保護者の協力が得られず援助が困難になることも多いが、これには強権的機能と援助機能という相矛盾する機能を児童相談所に一極集中させているわが国の制度上の問題も重要な要因と考えられるが、さらに、前述したように、児童相談所が診断主義的に虐待の原因や家族における問題点の追求に力点を置き、これらを矯正する、除去することに多くの労力を割いてきたことも一因と考えられる。アメリカ、カナダ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランドなどでは家族参

加型の援助プログラムとして、家族の意思決定・エンパワメントを志向するファミリー・グループ・カンファレンス（以下FGC）の実践が行われており、今後日本においてもその実践は参考になると思われる。

ニュージーランドの保護機関が発行している家族向けパンフレットには、「FGCとは家族（親族を含む）がときにソーシャルワーカーとともに、子どもが安全かつ適切にケアされるためには何をなすべきかについて話し合うために、コーディネーターが召集し進行する公式の会議」、「FGCは子どもが家族として育つ必要性和その権利を考慮しつつ、その必要性和安全性のバランスを図る手段である。子どもにとって家族が安全でないとき、家族外で養育されるよう検討される」と説明されている*20。

子どもを含む家族が養育計画の策定に参画することは、家族の権利と責任を認めることであり、同時に公的機関の責任を明らかにすることでもある。さらに、自分たちの課題への取り組みの意欲を家族が高めることにもつながるものと考えられる。

(7) 各種援助技法を用いたプログラム

家族再統合に向けた援助は、ソーシャルワーク的援助、治療教育的援助、医学・心理学的援助で構成されるものと考えられるが（下図参照）、これらが総合的・計画的・体系的に行われる必要がある。

① 家族再統合援助を構成するプログラム

ア. ソーシャルワーク的援助

ソーシャルワークには、虐待の告知や援助受講に向けた働きかけ、養育環境調整のための社会・経済的な支援や家族再接触プログラム、援助過程全体を通じてのアセスメントやプランニング、ケースマネジメントが含まれる。

家族再統合援助の体系

① ソーシャルワーク的援助

虐待の告知、援助受講に向けた働きかけ、養育環境調整のための社会・経済的支援、家族再接触プログラム、アセスメント、プランニング、ケースマネジメント

② 治療的教育援助

養育スキルの獲得に向けた教育的な学習プログラム（コンセンサス・ペアレント・トレーニング、精研式ペアレント・トレーニング等）

③ 医学・心理学的援助（治療プログラム）

個別カウンセリング、グループカウンセリング、プレイセラピー、環境療法、薬物療法等

虐待の告知や援助受講に向けた働きかけについては先に述べたとおりであるが、社会・経済的な支援とは、クライアントが有する経済、雇用・就労、医療、住宅、介護など様々な生活課題を解決するための環境調整や社

会資源の活用などが含まれる。家族再接触プログラムは、家族分離後における面会、通信、外出、外泊などを通じた家族再接触のための計画的・体系的なプログラムであり、児童相談所と施設との緊密な連携のもとに行われる。

家族再統合援助には長期の関わりが必要であり、また関係機関との連携が不可欠である。このため、援助の進捗状況を常時把握し、必要に応じて援助プランを見直したり関係機関との調整を行う作業、つまりケースマネジメントが極めて重要となる。

4. 治療的教育援助

治療教育的援助とは、養育スキルの獲得に向けた個別に処方された教育的な学習プログラムである。具体的には、コモンセンス・ペアレント・トレーニング (CSP)、精研式ペアレント・トレーニングなどが実施されている。

ウ. 医学・心理学的援助（治療プログラム）

保護者や子どもの生育歴や生活上の様々な問題に起因した心理的課題や医学的課題の解決を図るために行われる心理学や医学的な技法を活用した治療的援助である。心理的な外傷や自己否定感を抱えている親に対しては、自信の回復や自己肯定感を築くために、内面に踏みこんだ医学・心理的な支援が必要であり、個別カウンセリングやグループカウンセリングのほか、時に薬物治療が行われる場合もある。

また、愛着障害や PTSD などの問題を有する子どもには、環境療法的接近に加え、プレイセラピーなどの心理療法的接近が行われる^{*21}。

5. パーマネンシーケアの視点

(1) 家族再統合援助の断念と別のパーマネンシーの保障

桐野は、「アメリカにおけるパーマネンシープランニングは『すべての子どもに安全で愛情に満ちた永続的家庭環境に育つ権利がある』ことを原理 (Child Welfare League of America 2000) とし、①子どもの安全性、②パーマネンシー (永続性)、③子どもと家族のウェルビーイングを目標とした司法が関与する期限付き体系である。……子どもが児童保護システムの中にいる期間だけではなく、その子どもの一生を通じての展望のもとに、ソーシャルワーカーは、パーマネンシープランニングの枠組みの中で、全ての子どもが安全で安定した家庭の中で家族と共に育つ権利を持っていることを確信し、タイムリーな判断のもとに、それぞれの子どもと家族のニーズや状況にあった繊細なケースマネジメントを実施することがその実践」としている^{*22}。

わが国においても、児童虐待防止法は、虐待という権利侵害から子どもを守り、子どもが心身ともに健全に成長できるよう、社会的自立に至るまでの各段階において、国、地方公共団体の責務を明記するとともに、「親子の再統合の促進への配慮」「虐待を受けた子どもが良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮」など、子どものみならず親を含めた家庭への支援を行うこととしている。

家族の再統合を目指した家庭への支援や良好な家庭的環境の確保が明記されていることは「家族の継続性」の視点から極めて重要である。

しかし、現実にはいかなる援助をもってしても、事態の改善が見られず、その結果、「家族再統合」や「家族の継続性」が困難なケースが実際には存在する。このような場合、子どもは将来的展望がない中で、いつまでも家族分離を余儀なくされることになる。このことは、桐野が述べるように「家庭の中で家族と共に育つ権利」を奪うことになる。

従って、児童相談所や児童福祉施設が援助プランに沿った家族への積極的な援助を行い、それでも家族関係の改善や親や子の治療による回復が見込まれないと判断された場合は、里親委託や養子縁組、特定の職員や里親との精神的な繋がり等の保障等、別のパーマネンシーケアを決断すべきであることは先に述べたとおりである。

特に、愛着関係の形成とこれに根ざした基本的信頼感を獲得する上で極めて重要な乳幼児期については、できるだけ早期の段階での決断が必要であるが、現実には、虐待ケースの場合、別のパーマネンシーケアについて家族との調整が難航することが多く、その場合はグループホーム（地域小規模児童養護施設）への入所を検討すべきであろう。ただし、現状のグループホームは、職員の公平負担を期するため、本体施設との間で頻繁に人事異動が行われている^{*23}。しかし、これは特定の大人との安定的で永続的な人間関係の保障というパーマネンシーの理念に悖るところか、強い信頼を寄せていた職員との突然の別離は子どもに極めて強い衝撃を与え、トラウマの要因となりかねない。従って、グループホーム職員の負担軽減を図るため、グループホームへのバックアップ機能の抜本的強化を図ることが急務の課題となろう。

さらに、実親からの攻撃や奪還を防止し、子どもが安心して里親宅や養親宅で生活できるよう、実親による子どもへの接近禁止制度の創設等、子どものパーマネンシーを保障するための一層の法整備が望まれる。

(2) 家庭復帰をしない中で生物学的家族との関係の保障

子どもにとって必要なものは、特定の大人との永続的で安定した情緒的な関係である。生物学的家族が必ずしも子どもにとって適切な養育者であるとは限らないし、常時一緒に生活をするだけで家族の形態ではない。離れていても家族との精神的なつながりが続くということもある。

家族再統合援助の結果、子ども自身が虐待した保護者の存在や自己の境遇を受け入れ、また保護者も虐待を認知し、自己の態度を改め、子どもとの関係修復に向けた努力を払っているにもかかわらず、社会的要因等から家庭復帰が困難な場合は、無理な家庭復帰を避け、たとえ別々に暮らしていても、面会や外泊、通信等の手段によ

り、お互いに家族員としての精神的なつながりや交流が図れるよう援助していく必要がある。

6. 援助計画における期限設定について

平成 16 年の児童福祉法改正により、28 条ケースについては 2 年以内の期限が設定され、家庭裁判所が期間更新の適否を審査する仕組みが導入された。これに伴い、児童相談所としてはパーマネンシープランニングの観点から長期的展望に立脚しつつ、2 年以内における具体的な援助方針を盛り込んだ援助計画の策定が求められることになった。

しかし、このような援助計画における期限設定は、28 条措置ケースに限らず、全ての分離ケースについて必要なことは言うまでもない。このことにより、状況の変化に応じた最善の援助が可能となるとともに、別のパーマネンシー決断の時期を失することを防止できるからである。

多忙を極め、虐待事例への初期対応に追われている児童相談所の現在の体制では極めて困難といわざるを得ないが、援助計画における期限設定と援助方針の見直しは子どもの権利に関わる重要な事柄であり、避けて通ることは出来ない。このため、本研究では援助が可能な体制のあり方をできる限り早期に提言する予定である。

なお、菊池緑は、「イギリスでは、6 ヶ月を超えない期限でケアプランの再審査が行われ、ケアプランには具体的な担当者や日程が明記される。また、プランの選択肢には 1 ヶ月（6 ヶ月）以内の家庭復帰、結果的家族再統合（家庭復帰は不確実でもその目標をもって行う委託）など明確な項目があげられており、パーマネンシープランの永続的家庭の中心は実親家庭であり、ほぼ 60%が 6 ヶ月以内に実親家庭に帰り、87%が 5 年以内に家庭（実親以外も含む）に行く」と述べている^{*24}。また、ヘネシー澄子は、「アメリカでは、「養子縁組と安全な家族法」において安全の確保を最大の課題に、児童が永続的に属せる家庭（実親も含む）で健全に育つことを目標にしており、司法で、6 ヶ月ごとに親の成長が審査され、望みが薄い場合には親権剥奪が準備される。」と述べている^{*25}。

アメリカやイギリスでは、分離にも家族再統合にも司法の積極的な関与があり、日本と同様にとらえるわけにはいかないが、援助計画における期限設定を極めて重視している考え方は参考とすべきであろう。

7. 地域ケアシステムの構築と児童相談所における援助の枠組み、取組みの方向性

(1) 地域における資源開発と児童相談所の役割

今回の調査で明らかになったのは、多くの児童相談所において、強制的介入と援助機能の矛盾や実施体制の不備、行政機関としての限界（職員の頻繁な人事異動で、保護者との長期の関係性が保障できない、柔軟な対応が困難など）、援助手法が確立されていない中での戸惑いを

感じながらも家族再統合に向けて様々な努力が払われており、また、多くのケースにおいて一定の成果を上げているということである。

一概に家族再統合に向けた援助サービスといっても、虐待の認知に向けた働きかけや援助受講の了解の取り付け、保護者自身のライフヒストリーや内面に立入るカウンセリング、自助的なグループカウンセリング、コモンセンス・ペアレント・トレーニング等の治療的教育、親子再接触プログラム、児童への環境療法的接近や心理療法、養育環境調整等に係るソーシャルワークなど、その幅は広い。また、事例によっては薬物療法などの医療的処置が必要なものもある。これらを児童相談所だけで担うことは到底不可能と言わざるを得ない。したがって、地域の福祉・保健・医療機関、NPO 等がそれぞれのメリットを生かしながらそれぞれの立場でこの問題に取り組んでいく必要があるが、今回の調査でも、そのような資源が乏しいため、結局児童相談所が対応せざるを得ない現実が浮き彫りになった。

各機関や団体による取組みをいかに誘導していくか、その中で児童相談所はどのような役割を担うべきか、またその役割を発揮できるための体制はどのようにあるべきかを明確化することが喫緊の課題となる。

各機関や団体の取組みに向けた誘導策を講じるためには、まず、家族再統合援助には具体的にどのような業務がどの程度発生するかを分析し、それぞれの機関、団体の特性を踏まえながら、それぞれの機関に何ができるか、何をしなければならないかを明確化するとともに、その具体化のためにはどのような支援策が考えられるかを検討していく必要がある。つまり、サービス内容のパッケージ化を図り、各機関や団体の特性、地域性に応じてこれを割り振るといったグラント・デザインを描く作業がまず必要となろう。このような作業を通じて自ずと児童相談所の役割も明確化してくるだろう。

むろん児童相談所の役割は地域における援助資源の数や機能、力量などによって異なってくるわけであるが、地域ケアシステムが整備された段階において、児童相談所の基本的な役割としては、援助のためのアセスメントとプランニングを行い、これに沿って必要な援助業務を地域資源に委託・あつ旋し、その後のケースマネジメントを行うこととなろう。つまり、個々のケースについてどのようなサービスが必要かを処方し、サービス実施機関と調整を図り、援助の進捗状況を把握・点検し、必要に応じて再調整していくことが児童相談所の基本的業務になると考えられる。今回の実地調査においても、「公的・私的なサービスをパッケージ化し、児童相談所がコーディネートするのが理想的」、「サービスのパッケージ化を図り、児童相談所や自治体がこれを購入し、児童相談所はアセスメント（リスク、セーフ）とマネジメントを行うことが望ましい」といった意見が出されている。

(2) ノウハウの集積と地域への還元

このような図式の実現に向けて具体的な方策検討が急がれるが、現実には地域資源が乏しい中で、児童相談所が中核となってこの課題に対応していかざるを得ない。また、児童相談所が地域への指導性を発揮するには、児童相談所自らが臨床経験を通じてノウハウを身につける必要がある。さらに、今回の実地調査においてもいくつかの児童相談所から指摘があったように、保護者との関係性から児童相談所が初期介入から家族再統合まで一貫して援助した方がうまくいくケースもある。

このため、まずは児童相談所が主体的にこの課題に組み、ノウハウを集積し、これを地域に還元していく努力を行っていくことが望まれる。現に、今回の実地調査においても、家族再統合に向けた援助技術を身につけるためにペアレントトレーニングの長期研修に職員を派遣している児童相談所が複数あることも分った。これらの児童相談所では、臨床経験を通じて援助のノウハウを集積し、近い将来保健所の保健師等にこれを伝授しようとしている。

なお、家族再統合援助を行うための児童相談所における組織体制のあり方は、上述したように地域資源がどの程度存在するかによって異なってくるわけであるが、数こそ少ないが、家族再統合のための専従組織を設置したり専任職員を配置している児童相談所も出始めている。これら専従組織・職員の設置・配置は、援助技法等の専門的なノウハウを蓄積する上で大きな利点があるものと考えられるが、今回の実地調査で多くの児童相談所が指摘するように、どの時点でどのように再統合専従組織・職員に引き継いでいくかが重要な課題となる。さらに、これら再統合、初期介入を含めた虐待に係る専従組織について、児童相談所の制度的方向性の中でどう位置づけ、強化していくかも重要な課題である。

このように家族再統合に向けた援助体制や援助方法には多くの課題が残されている。実践例の更なる蓄積と分析を行っていく必要がある。

結語

本調査研究の最終的な目標は、児童相談所が求められている使命を十分に果たすことができるための体制のあり方について提言することにある。そのためには、児童相談所の現状の業務のみならず、今後新たに求められている業務をも視野に入れた検討が必要となる。このため、今年度はとりわけ取組みが強く求められている家族再統合に焦点を絞り、児童相談所における家族再統合援助の取組みの現状を分析するとともに、家族再統合援助に関わる基本的な課題について考察した。

ただし、家族再統合援助の取組みは裾野が広く、他の多くの業務と同様、児童相談所だけで自己完結的に進めるものではない。このため、地域におけるケアシステム

のグランドデザインを描出し、その中で児童相談所の役割と組織体制のあり方について検討する必要性を指摘した。

来年度は、児童相談所における家族再統合援助の実態をさらに詳細に把握するとともに、地域の関係機関等による援助の実態を把握し、地域におけるグランドデザインに立脚した児童相談所の役割について具体的に提言したいと考えている。

今年度の調査でも明らかになったように、家族再統合援助には種々の困難な課題が突きつけられている。しかし、そのような状況の中でも、家族再統合への道を真摯に模索している児童相談所が少なくなく、再統合援助を行った事例の多くが事態の改善を見せているという事実は一条の光明である。本調査研究を一つの叩き台として、家族再統合をめぐる議論が活発に行われることを切に願うものである。

最後になったが、ご多忙を極める中、質問紙調査及び実地調査にご協力いただいた全国の児童相談所の職員の方々、本調査研究の研究協力者の方々には心から御礼申し上げますとともに、今後とも本調査研究が虐待防止制度の充実及び児童相談所等における円滑な業務遂行に資することをお約束申し上げ、結語としたい。

(文責：才村 純)

注)

- 1) 才村純他「児童相談所における児童の安全確認・安全確保の実態把握及び児童福祉法第28条に係る新たな制度運用の実態把握に関する調査研究」、平成17年度児童関連サービス調査研究等事業、財団法人こども未来財団、2006
- 2) 桐野由美子「アメリカにおける家族維持・家族統合のための親へのケア」『児童保護システムと児童福祉法の国際比較研究』、平成13年度厚生労働科学研究
- 3) 澁谷昌史「家族保全の研究」『日本子ども家庭総合研究所紀要』第40集、第41集、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所、2004、2005
- 4) 才村純「子ども虐待ソーシャルワーク論-制度と実践への考察」、有斐閣、2005
- 4) 才村純：前掲書
- 5) 犬塚峰子「家族再統合のための援助事業」『子ども・家族への支援・治療をするために』、児童虐待防止対策支援・治療研究会編、財団法人日本児童福祉協会、2004
- 6) 才村純：前掲書
- 7) 才村純：前掲書
- 8) ハワード・ドゥボヴィッツ、ダイアン・デパンフィリス編著、庄司順一監訳「子ども虐待対応ハンドブック」、明石書店、2005

- 9) 才村純他「児童相談所における児童の安全確認・安全確保の実態把握及び児童福祉法第 28 条に係る新たな制度運用の実態把握に関する調査研究」、平成 17 年度児童関連サービス調査研究等事業、財団法人こども未来財団、2006
- 10) 津崎哲郎「新たな理念としての父性的ソーシャルワーク論」『少年育成』第 48 巻第 3 号、大阪少年補導協会、2003
- 11) 鈴木浩之「虐待を受け止めがたい保護者に対する指導・支援モデル」『社会福祉学』vol. 46、No.2、2005
- 12) 加藤吉和「児童虐待問題を抱えた父親と家族再統合(2)」全国児童相談所心理判定員協議会会報第 147 号、2005
- 13) ハワード・ドゥボヴィッツ、ダイアン・デパンフィリス編著：前掲書
- 14) ハワード・ドゥボヴィッツ、ダイアン・デパンフィリス編著：前掲書
- 15) イギリス保健省・内務省・教育雇用省” Working Together to Safeguard Children”, 1999, HMSO
- 16) 児童自立支援計画研究会編「子ども・家族への支援計画を立てるためにー子ども自立支援計画ガイドライン」、財団法人日本児童福祉協会、2005
- 17) 林浩康「児童養護施設の動向と自立支援・家族支援」、中央法規、2004
- 18) 愛知県「あいち子どもの虐待相談マニュアル・市町村向け、2005」
- 19) ハワード・ドゥボヴィッツ、ダイアン・デパンフィリス編著：前掲書
- 20) マリー・コノリー、マーガレット・マッケンジー著、高橋重宏監訳「ファミリーグループカンファレンスー子ども家庭ソーシャルワーク実践の新たなモデル」、有斐閣、2006
- 21) 日本子ども家庭総合研究所編「子ども虐待対応の手引き：平成 17 年 3 月 26 日改定版」、有斐閣、2005
- 22) 桐野由美子「日本におけるパーマネンシープランニングの展望」『子どもの権利と社会的子育てシステムとしての児童福祉』、信山社、2002
- 23) 武藤素明「東京都養護児童グループホーム制度の現状と課題」『第 5 回日本子ども家庭福祉学会報告要旨集』、2004
- 24) 菊地緑「英国およびフランスの家族再統合」『世界の児童と母性』Vol. 57、2004
- 25) ヘネシー澄子「アメリカにおける家族再統合の現状」『世界の児童と母性』Vol. 57、2004

表1 回答状況

送付数 184ヶ所	有効回答数 151ヶ所	回収率 82.1%
-----------	-------------	-----------

表2 被虐待児童の施設等入所数、併せて採られた2号措置、家族再統合(家庭復帰)の方針の状況

		入所児童数	並行し2号措置がとられているケース数	家族再統合(家庭復帰に限定)の方針をたっているケース数	家族再統合に向けプログラムを実施しているケース数
児童養護施設	合計	5703	141	1046	251
	割合	100.0%	2.5%	18.3%	4.4%
乳児院	合計	620	16	131	31
	割合	100.0%	2.6%	21.1%	5.0%
情緒障害児短期治療施設	合計	257	11	70	30
	割合	100.0%	4.3%	27.2%	11.7%
児童自立支援施設	合計	232	10	44	9
	割合	100.0%	4.3%	19.0%	3.9%
里親	合計	309	23	32	11
	割合	100.0%	7.4%	10.4%	3.6%
その他	合計	461	12	33	6
	割合	100.0%	2.6%	7.2%	1.3%
合計	合計	7582	213	1356	338
	割合	100.0%	2.8%	17.9%	4.5%

(平成17年11月末現在)

図1 被虐待児童の施設等在籍状況

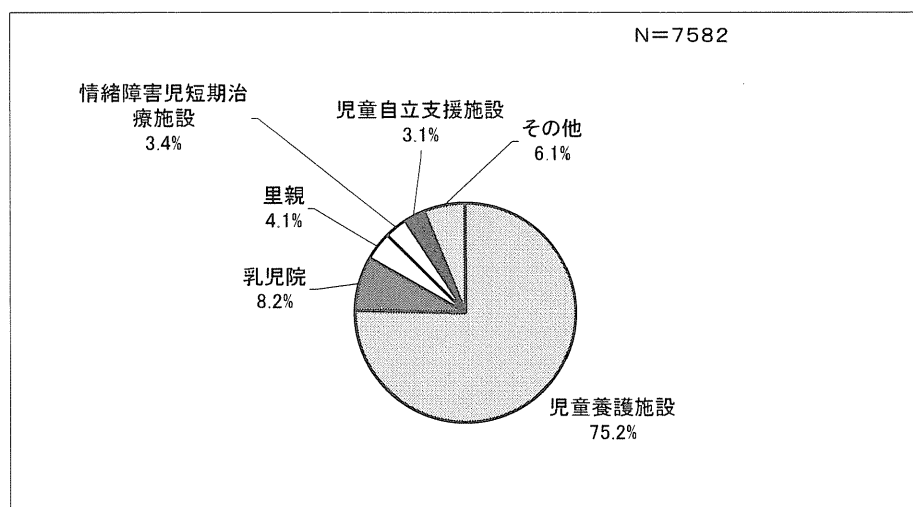


表3 被虐待児童の一時保護状況、併せて採られた2号措置、家族再統合(家庭復帰)の方針の状況

		入所児童数	並行し2号措置がとられているケース数	家族再統合(家庭復帰に限定)の方針をたっているケース数	家族再統合に向けプログラムを実施しているケース数	家族再統合に向けプログラムを実施している家族数
一時保護	合計	1638	72	123	52	49
	割合	21.6%	0.9%	1.6%	0.7%	0.6%

(平成17年11月末現在)

表 4 被虐待児童の施設等措置解除件数および理由

		退所児童 数	家庭引取 り			自立	措置変更（措置）				その他
				（うち予期し ない家庭環境 の変化）	（うち強制 引取り）		養護施設・ 乳児院	情緒障害児短 期治療施設	児童自立支 援施設	里親	
児童養 護施設	合計	487	365	43	21	17	21	7	18	9	28
	割合	100.0%	74.9%	8.8%	4.3%	3.5%	4.3%	1.4%	3.7%	1.8%	5.7%
乳児院	合計	194	98	9	1	0	76	2	0	12	7
	割合	100.0%	50.5%	4.6%	0.5%	0.0%	39.2%	1.0%	0.0%	6.2%	3.6%
情緒障 害児短 期治療 施設	合計	32	18	5	2	0	2	2	1	0	4
	割合	100.0%	56.3%	15.6%	6.3%	0.0%	6.3%	6.3%	3.1%	0.0%	12.5%
児童自 立支援 施設	合計	49	32	0	2	4	2	1	4	0	4
	割合	100.0%	65.3%	0.0%	4.1%	8.2%	4.1%	2.0%	8.2%	0.0%	8.2%
里親	合計	53	23	3	0	2	11	0	2	5	8
	割合	100.0%	43.4%	5.7%	0.0%	3.8%	20.8%	0.0%	3.8%	9.4%	15.1%
その他	合計	39	20	2	1	4	1	0	0	0	10
	割合	100.0%	51.3%	5.1%	2.6%	10.3%	2.6%	0.0%	0.0%	0.0%	25.6%
合計	合計	854	556	62	27	27	113	12	25	26	61
	割合	100.0%	65.1%	7.3%	3.2%	3.2%	13.2%	1.4%	2.9%	3.0%	7.1%

図 2 被虐待児童の措置解除等の状況

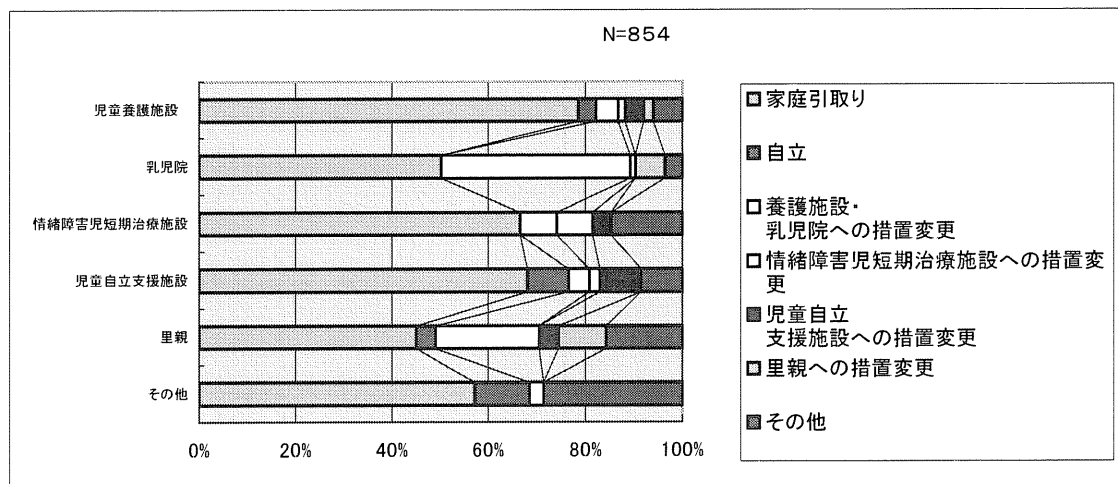


表 5 被虐待児童の一時保護解除件数および理由

		退所児童 数	家庭引取 り			自立	措置変更（措置）				その他
				（うち予期し ない家庭環境 の変化）	（うち強制 引取り）		養護施設・ 乳児院	情緒障害児短 期治療施設	児童自立支 援施設	里親	
一時 保護	合計	2022	1135	76	18	2	518	45	38	66	181
	割合	100.0%	56.1%	3.8%	0.9%	0.1%	25.6%	2.2%	1.9%	3.3%	9.0%

図3 家族再統合の方針を立てている割合

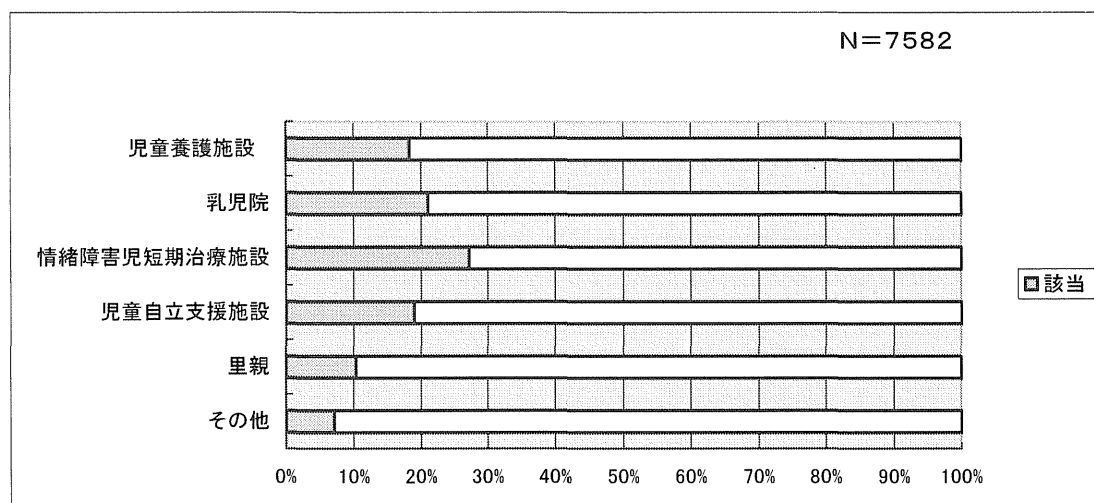


図4 家族再統合に向けたプログラムの実施状況

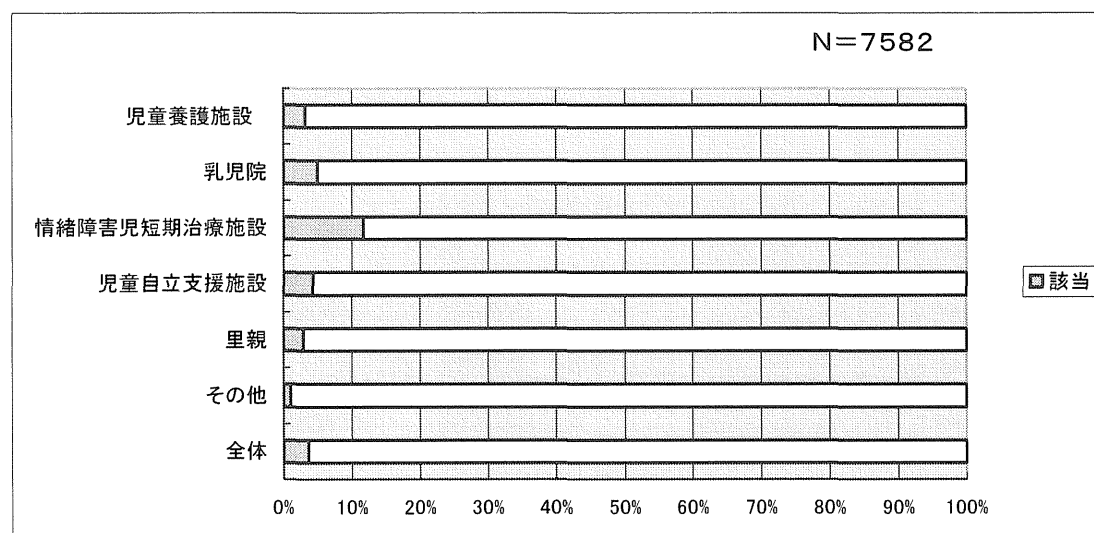


表6 家族再統合（家庭復帰に限定）に取り組む体制（複数回答）

	専門チームのもとで援助を行っている	専門チームはないが、児童心理司や医師が保護者への援助にあたっている	民間機関に委託している	精神科に委託している	市町村や他の行政機関に委託している	民間機関（NPOなど）と共同で実施している
箇所数	13	91	3	3	6	1
割合	9.6%	66.9%	2.2%	2.2%	4.4%	0.7%
	児童福祉施設と共同で実施している	準備中	その他	家族再統合のための援助は行っていない	有効回答	
箇所数	88	8	19	4	136	
割合	64.7%	5.9%	14.0%	2.9%	100.0%	

図5 家族再統合（家庭復帰に限定）に取り組む体制（複数回答）

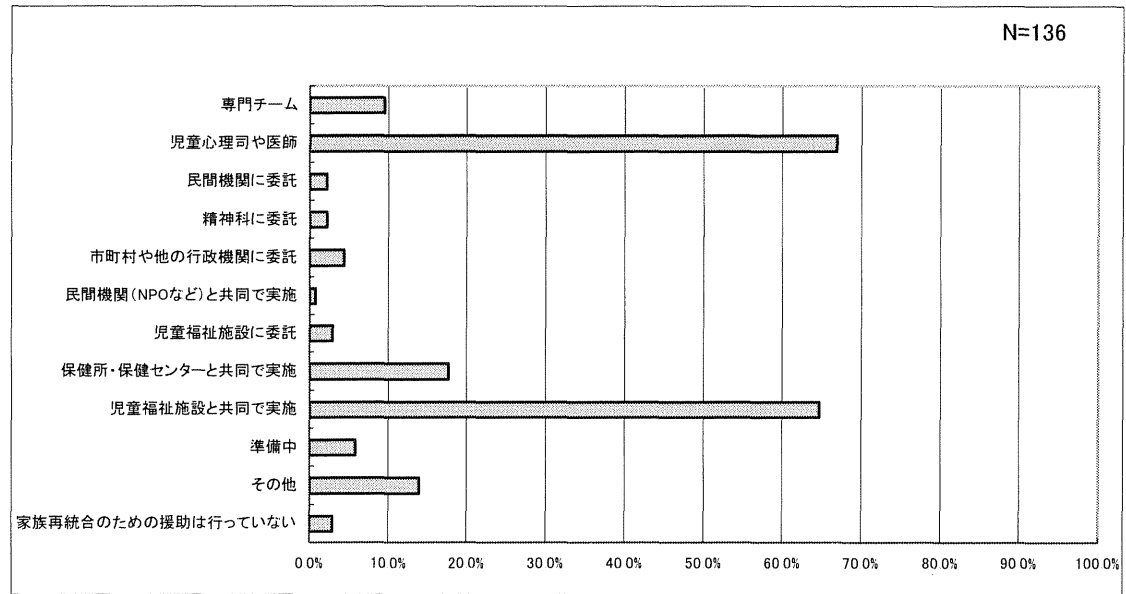


表7 保護者援助の内容（複数回答）

	面接、家庭訪問	保護者へのカウンセリング、心理的治療	援助プログラム（各種技法を用いた援助）	家族参加の会議	医療機関における治療	地域のサポートネットワーク作り	生活基盤の整備（住居・経済面など）	家族の関係調整
箇所数	131	85	41	22	44	86	71	89
割合	96.3%	62.5%	30.1%	16.2%	32.4%	63.2%	52.2%	65.4%
	親族との関係調整	学校、病院等との連携	保育所や在宅サービス利用にむけた準備	親子再接触プログラム（通信・面会・外出・外泊等）	その他	有効回答		
箇所数	65	87	86	85	2	136		
割合	47.8%	64.0%	63.2%	62.5%	1.5%	100.0%		

図6 保護者援助の内容（複数回答）

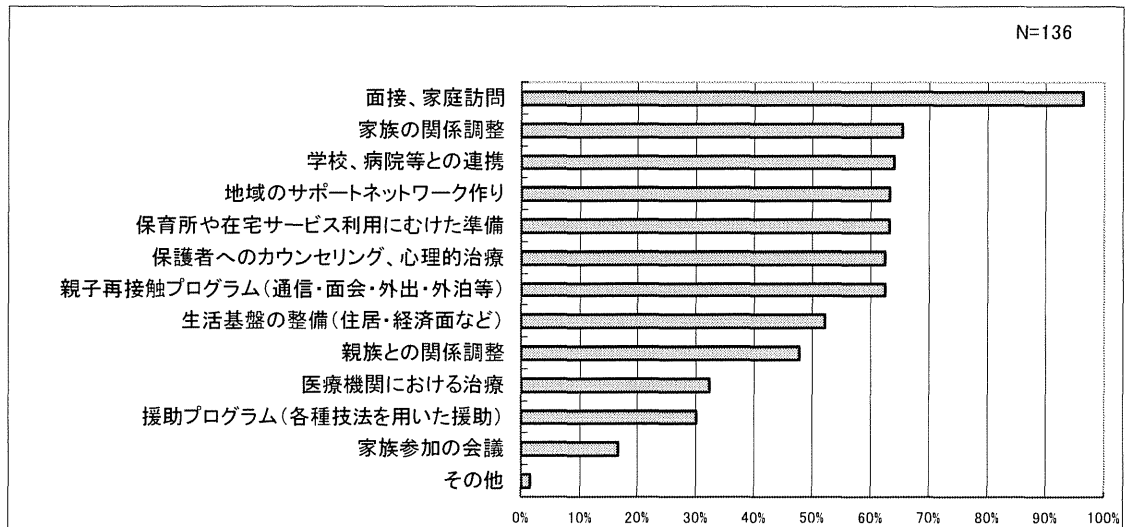


表8 家族再統合（家庭復帰）の方針をたてているケースへの援助計画の作成状況

	すべてのケース	必要なケースのみ	作成していない	合計
箇所数	15	67	45	127
割合	11.8%	52.8%	35.4%	100.0%

表9 家族再統合に向けた援助計画の作成方法（複数回答）

	援助計画を保護者と共同で作成するようにしている	援助計画の内容について保護者の同意を得るようにしている	援助計画を子どもと共同で作成するなど、子どもの意向を十分にとりいれている	援助計画は保護者に提示していない	その他	有効回答
箇所数	12	64	20	19	4	83
割合	14.5%	77.1%	24.1%	22.9%	4.8%	100.0%

表10 保護者援助に最も必要だと思われるもの（3つ選択）

	保護者の虐待認知への援助	保護者の援助への動機付け	専門的な面接スキル	地域のサービス（ヘルパー、緊急保育など）の充実	親族・家族の協力	援助プログラム	保護者との信頼関係	保護者援助のための専任職員の配置
箇所数	62	48	24	33	15	30	58	23
割合	45.6%	35.3%	17.6%	24.3%	11.0%	22.1%	42.6%	16.9%
	関係機関との連携（市町村、保健機関、学校、病院など）	保護者の養育技術・知識の向上	保護者の精神的・心理的安定	その他	有効回答			
箇所数	62	12	35	2	136			
割合	45.6%	8.8%	25.7%	1.5%	100.0%			

図7 保護者援助に最も必要だと思われるもの（3つ選択）

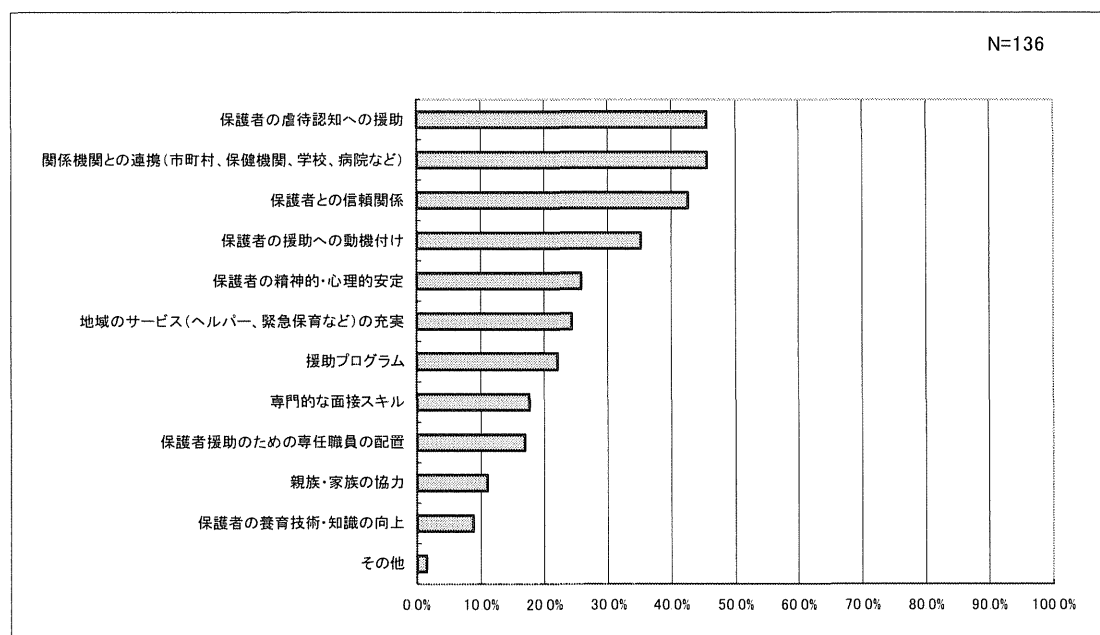


表 11 各種技法を活用した援助プログラムの実施状況

	実施した	実施中	中断	実施予定だったが実施せず	合計
件数	160	214	18	11	403
平均	39.7%	53.1%	4.5%	2.7%	100.0%

表 12 対象となった保護者について（複数回答）

	半年から1、2年ぐらいの間に家庭復帰が見込まれる子どもの保護者	虐待（養育の不適切さ）を認め、援助を求めている保護者	虐待は認めていないが、援助を求めている保護者	児童相談所が家庭引き取りの条件としてプログラム受講を提示した保護者	育児不安がある保護者	養育知識・技術が不十分な保護者	その他	有効回答
箇所数	32	36	19	28	16	28	0	45
割合	71.1%	80.0%	42.2%	62.2%	35.6%	62.2%	0.0%	100.0%

図 8 対象となった保護者について（複数回答）

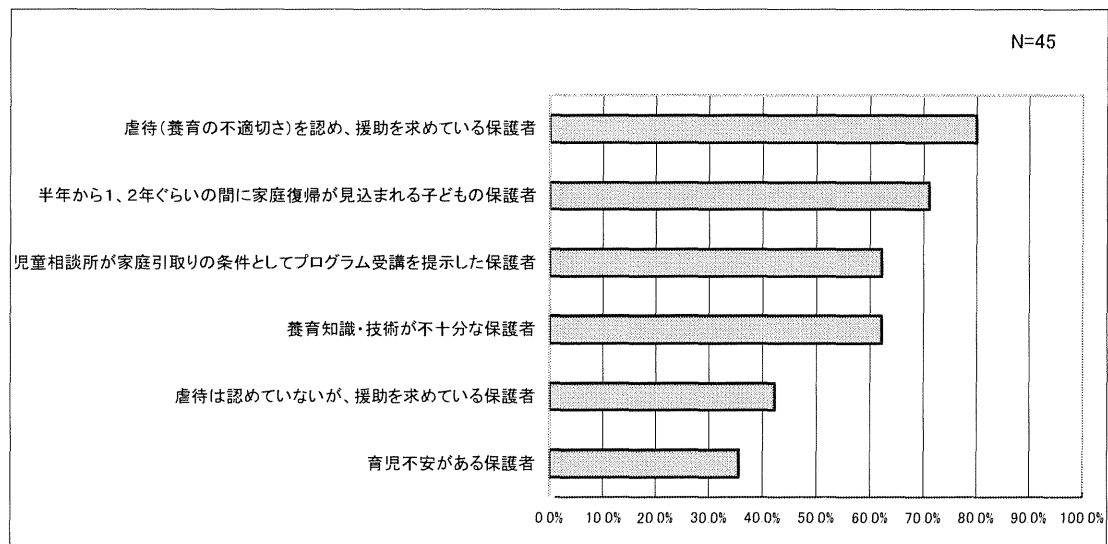


表 13 家族再統合のために導入している保護者援助プログラム（複数回答）

	親グループ	親子グループ	親子合同面接	親子再接触プログラム	その他	有効回答
箇所数	14	6	23	29	8	43
割合	32.6%	14.0%	53.5%	67.4%	18.6%	100.0%

表 14 具体的な技法（複数回答）

	MCG	CSP	My Tree	ペアレントトレーニング(精研方式)	Nobody's Perfect	児童相談所独自で工夫・開発した技法	親子宿泊体験	その他	有効回答
箇所数	5	10	2	11	1	22	6	8	38
割合	13.2%	26.3%	5.3%	28.9%	2.6%	57.9%	15.8%	21.1%	100.0%

図9 具体的な技法（複数回答）

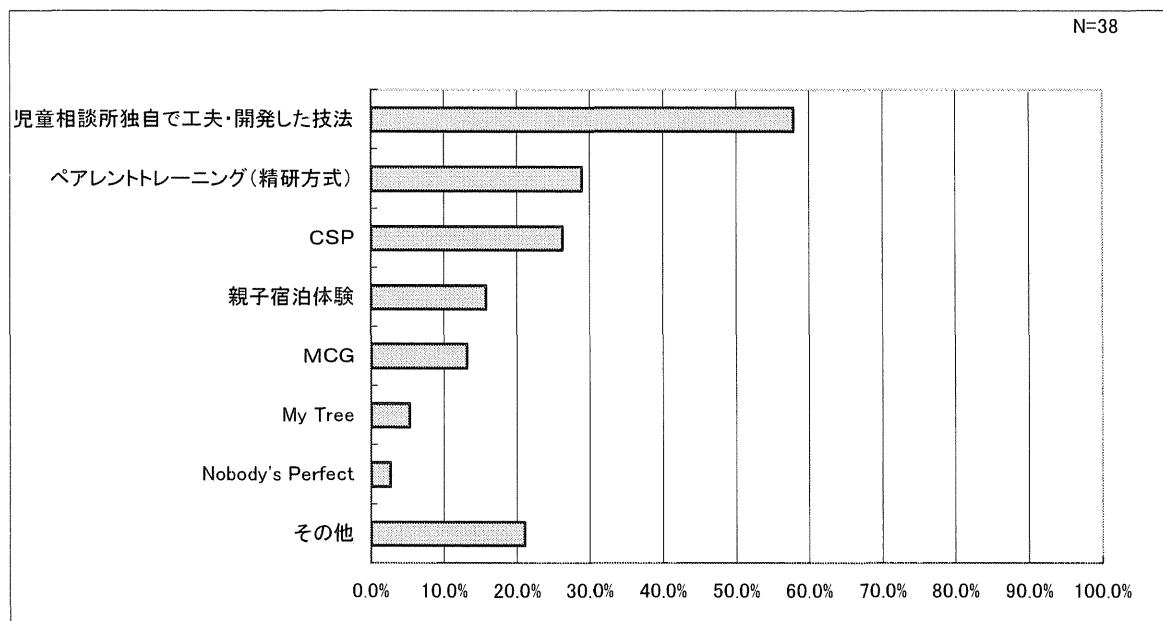


表15 保護者のプログラム受講の状況

	児童相談所の 関わりに拒否 的で、プログラ ムを受け入れ ない	子どもへの関 心が薄く、受講 意欲がない	子どもを家庭 復帰させるた め、やむをえず 受講している	プログラム受 講にむらがあ り、安定しない	経済的な理由 から継続的な 受講が困難	入院・拘留によ り受講が困難	積極的に受講	その他	合計
件数	17	6	83	36	6	4	96	14	262
割合	6.5%	2.3%	31.7%	13.7%	2.3%	1.5%	36.6%	5.3%	100.0%

図10 保護者のプログラム受講の状況

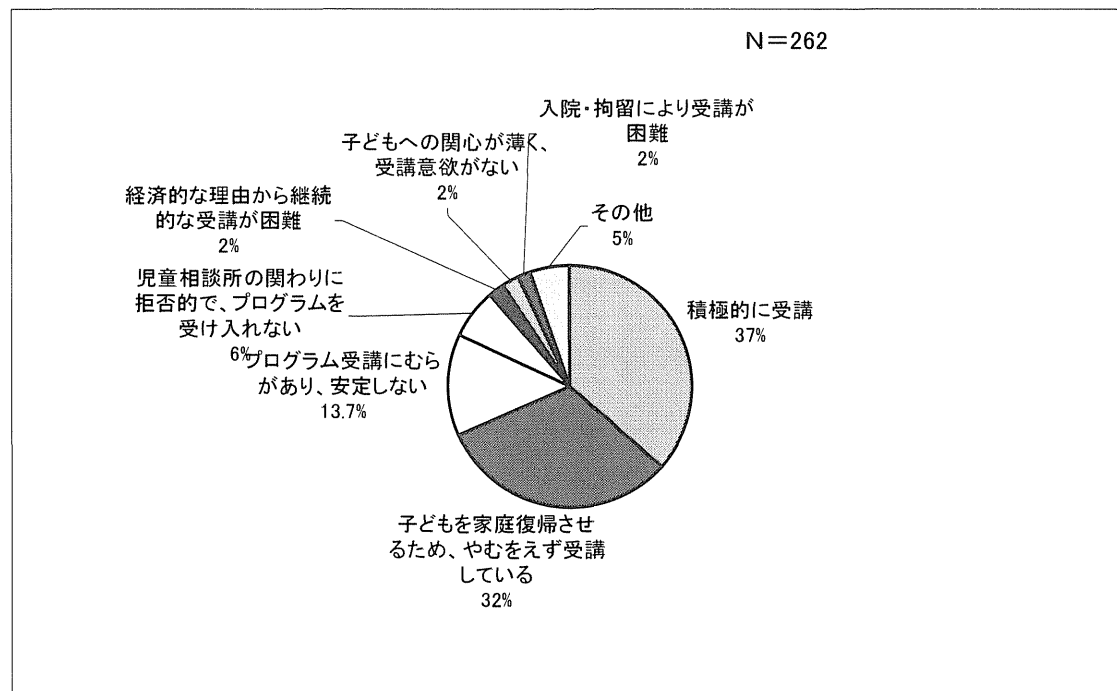
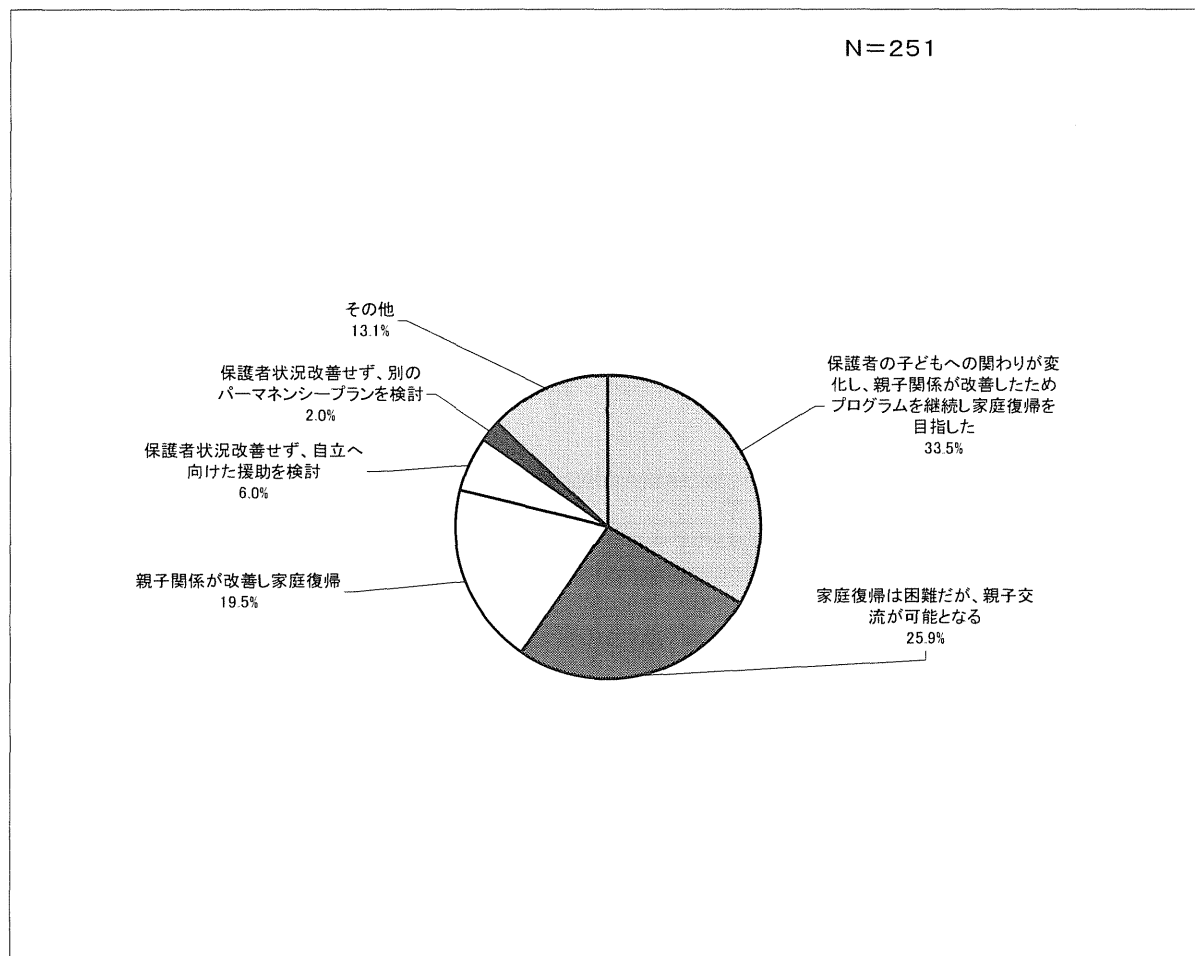


表 16 保護者へのプログラム実施の結果について

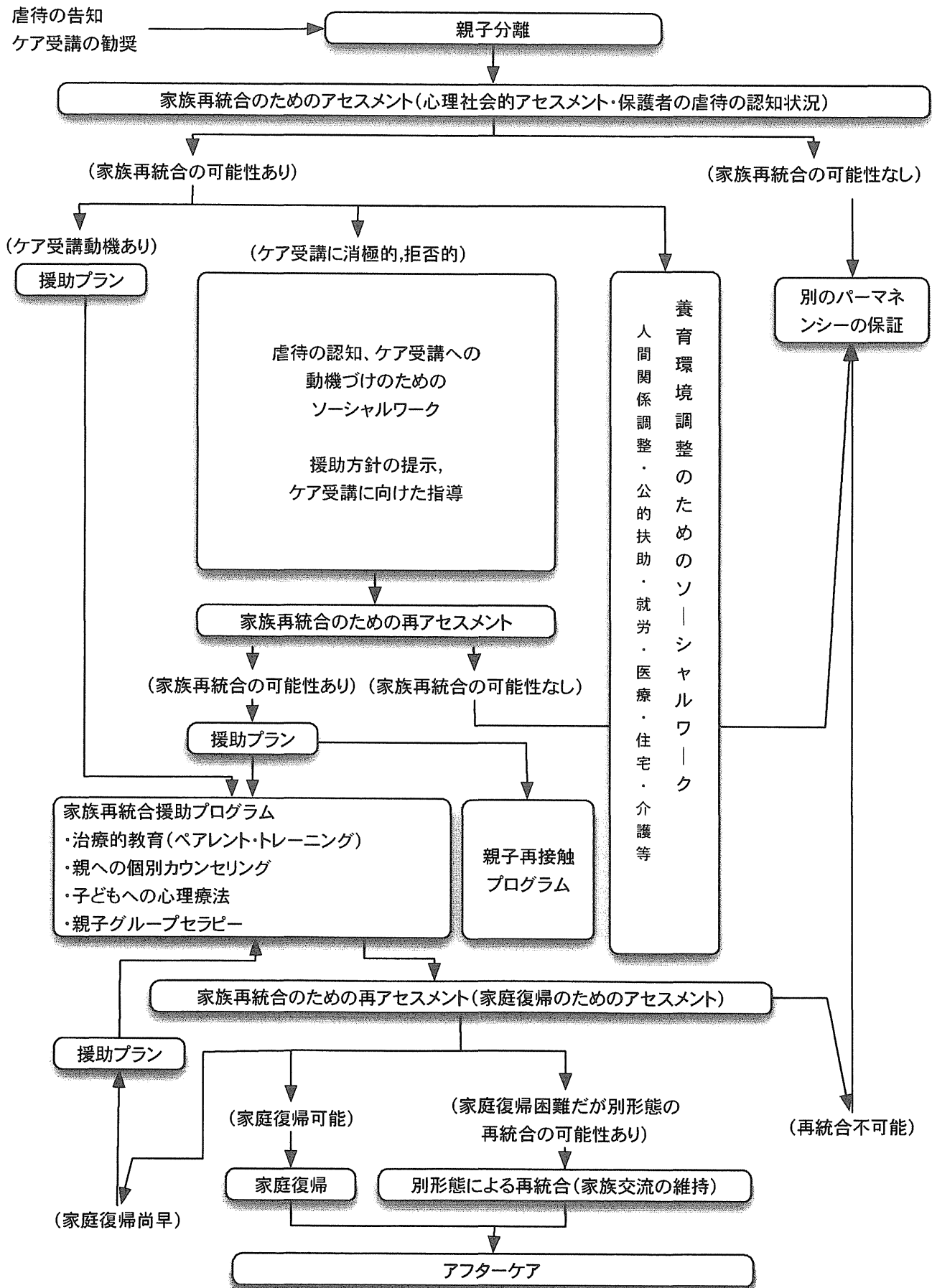
	親子関係が改善し家庭復帰	保護者の子どもへの関わりが変化し、親子関係が改善したためプログラムを継続し家庭復帰を目指した	家庭復帰は困難だが、親子交流が可能になった	保護者の状況が改善せず、別のパーマネンシープラン（里親、養子縁組）を検討した	保護者の状況が改善しないため、子どもには自立へ向けた援助を検討した	その他	合計
件数	49	84	65	5	15	33	251
割合	19.5%	33.5%	25.9%	2.0%	6.0%	13.1%	100.0%

図 11 保護者へのプログラム実施の結果について



資料 1

家族再統合に向けた援助のフロー



才村 純「子ども虐待ソーシャルワーク論－制度と実践への考察」、有斐閣、2005 より

～再び親子が安心して過ごせるように～

〇〇〇〇(母)さん・〇〇(子)さんの支援プログラム



マーガレット 花ことば「真実」

〇〇〇〇様

平成17年12月 香川県子ども女性相談センター

本来、家族は一緒に生活するものです・・・

家族と一緒に生活する・・・当たり前のことのように思われますが、さまざまな理由でそれができなくなっている家族もあります。あなた方家族も、そのような状態にあるといえます。
では、どうしてあなた方家族は一緒に生活ができなくなったのでしょうか。
振り返ってみると・・・

(住環境のこと)

1. 家賃や電気・ガスなどの公共料金を滞納したことで、続けて家に住めなくなったり、電気・ガスが止められた中で生活しなければならませんでした。
2. 家の中を清潔に保つことができずに、部屋に山積したゴミの上で生活をしなければならなくなりました。

(生活全般について)

3. 昼夜逆転していることが多く、夜間に外出するなど活動して、昼間は寝ている生活が認められました。
4. 約束事を守れなかったり、約束した時間を間違えたり忘れたりすることが多く、必要な手続き等を行うことができませんでした。
5. 就労などの社会的な活動ができない状況でした。

(お母さんの健康状態のこと)

6. 薬物依存の状態であり、薬を適正に飲んだり管理したりすることができていませんでした。このため、常にとろれつが回らない状態にありました。
7. 周りの人や物事に対する不安感や被害感が常にある状態で、周りの人との人間関係に支障を来したり、コミュニケーションを拒絶する・うまくいかないことがよくありました。

(関係機関とのつながりについて)

8. 4や6、7と関連しますが、状況を心配する関連機関（市役所、学校、相談センターなど）の連絡や支援を無視したり、拒否したりすることがありました。

(お子さんの学校について)

9. 朝、学校に送りだしてもええずに、学校を欠席せざるをえませんでした。学校の先生が何度も迎えに行き、やっと遅れて学校へ登校できることもありました。

10. 学校の準備物を十分に整えてあげることができませんでした。これは、保護者の役割です。

これらの状態が続けてみられたために、これ以上、お母さんが家庭でお子さんをみていくことは適切でないと判断されました。しかも、連絡がとれずに家庭訪問をしても反応がないなど、とても心配な状況でしたので、「児童福祉法」や「児童の虐待の防止に関する法律」に基づき、立入調査を実施しました。お子さんについては、お母さんの同意を得て、平成17年5月 日に児童養護施設 ○○学園に入所することとなりました。

また、家族が一緒に生活していくために・・・

では、どうしていったらいいのでしょうか？

p1で振り返ったことについて、ひとつひとつ改善していく必要があります。また、以前と同じ状況に陥らないためにも、改善したことが定着し逆戻りしないということが保障されなければなりません。このプログラムでは、もう一度、家族が一緒に生活していくための「手順」と「方法」を示しています。一定期間が必要となりますが、後戻りすることなく着実に前に進めていきましょう。

p1で振り返ったことについて、ひとつひとつ改善していくためには、それぞれの項目について改善している道程を把握するためのレベル分けが必要となります。それぞれの項目について、着実にレベルアップしていきましょう。

(住環境のこと)

項目①

項目	レベル	生 活 な ど の 状 況
定 住	0	・ 住居が定まっていない。 ・ 生活する上で必要な公共サービス（電気・ガス）の供給がストップしている。
	1	・ 住居が定まっているが、家賃が滞納がちなことはある。 ・ 生活する上で必要な公共サービスの支払いが滞り遅れることはある。 このうち該当が一つ未満。
	2	・ 住居が定まっており、家賃もここ最近3ヶ月以上は遅れずに支払いをしている。 ・ 生活する上で必要な公共サービスの支払いが、ここ最近3ヶ月以上は滞納していない。
	3	・ 住居が定まっており、家賃もここ最近半年以上は遅れずに支払いをしている。 ・ 生活する上で必要な公共サービスの支払いが、ここ最近半年以上は滞納していない。

項目②

項目	レベル	生 活 な ど の 状 況
家 中 の 清 潔	0	・ 家の中にゴミが山積み、その上で生活をしている。
	1	・ 家の中の一部の部屋にゴミが山積み、十分な掃除などができていない。
	2	・ 全ての部屋には、ゴミが山積みすることなく生活スペースとして利用できる状態。また、その状態が、ここ最近3ヶ月程度は続いている。
	3	・ 全ての部屋には、ゴミが山積みすることなく生活スペースとして利用できる状態。また、その状態が、ここ最近半年程度は続いている。

(生活全般について)

項目③

項目	レベル	生 活 な ど の 状 況
生 活 リ ズ ム	0	・ 昼夜逆転していたり、一定のリズムで生活することができない。
	1	・ ある程度、規則正しい生活リズムでの生活ができて始めている。
	2	・ ある程度、規則正しい生活リズムでの生活がここ最近3ヶ月程度続いている。
	3	・ ある程度、規則正しい生活リズムでの生活がここ最近半年程度続いている。

項目④

項目	レベル	生 活 な ど の 状 況
約 束 事	0	・ 約束した日時や時間を守ることができずに、また変更・キャンセルする場合の連絡等も全くしない。
	1	・ 約束した日時をあまり守れていないが、その場合（変更・キャンセルする場合など）には、必ず約束した日時の事前か、少なくとも直後に相手方に連絡をする。
	2	・ 約束した日時をおおむね守っている状況がここ最近3ヶ月程度続いている。また、約束した日時を守ることができない場合、変更・キャンセルする場合には、必ず約束した日時の事前に相手方に連絡をする。
	3	・ 約束した日時をおおむね守っている状況がここ最近半年程度続いている。また、約束した日時を守ることができない場合、変更・キャンセルする場合には、必ず約束した日時の事前に相手方に連絡をする。

項目⑤

項目	レベル	生 活 な ど の 状 況
社 会 活 動	0	・ ご近所との関わりや就労するなど、社会的な役割を果たすことが出来ませんでした。
	1	・ 何か一つでも社会人としての役割を果たすことが現にできている。
	2	・ 就労するなど社会人としての役割を果たすことが、ここ最近3ヶ月程度続いている。
	3	・ 就労するなど社会人としての役割を果たすことが、ここ最近半年程度続いている。

(お母さんの健康状況について)

項目⑥

項目	レベル	生 活 な どの 状 況
適切な服薬	0	・ いろいろな医療機関や薬局などで薬を重複して入手する。 ・ 気持ち落ち着かせたりするためなどの場合に、薬を多量に服用し、長時間不安定な状況（寝つぶける、酩酊するなど）がつづく。
	1	・ 特定の医療機関を受診して、適切な処方の方で薬を受け取っている。 ・ 必要がある場合には、決められた量や頻度を守って服薬している。 このうち一つが該当する。
	2	・ 特定の医療機関を受診して、適切な処方の方で薬を受け取っており、必要がある場合には、決められた量や頻度を守って服薬している。この状態がここ最近3ヶ月程度つづいている。
	3	・ 特定の医療機関を受診して、適切な処方の方で薬を受け取っており、必要がある場合には、決められた量や頻度を守って服薬している。この状態がここ最近半年程度つづいている。

項目⑦

項目	レベル	生 活 な どの 状 況
対人関係の問題	0	・ 周りの人に対する不安感・被害感が強い状況であり、また、その状況について客観的な認識ができていない。(その結果、対人関係がうまくいかない)
	1	・ 自分の持つ不安感や被害感についての認識があり、定期的に医療機関（心療内科、精神科など）を受診してカウンセリングなどを受けている。
	2	・ 定期的に医療機関（心療内科、精神科など）を受診してカウンセリングを受けることなどをここ最近3ヶ月程度つづけて受けている。 ・ 他人に対する不安感や被害感が日常生活に問題のない程度までおさまっている。
	3	・ 定期的に医療機関（心療内科、精神科など）を受診してカウンセリングを受けることなどをここ最近半年程度つづけて受けている。 ・ 他人に対する不安感や被害感が日常生活に問題のない程度までおさまっている。

(関係機関とのつながりについて)

項目⑧

項目	レベル	生 活 な どの 状 況
関係機関	0	・ 携帯電話の番号が次々と変わり、何度連絡しても着信されない。 ・ 手紙を出しても（置き手紙を含む）全く反応がなく、連絡体制が取れない。 ・ 関係機関との関わりを正当な理由なく拒否する。
	1	・ 携帯電話などにて連絡が常に取りれる。また番号が変わった場合には連絡している。 ・ 手紙を出した場合には（置き手紙を含む）、速やかに反応（電話するなど）を返す。 ・ 関係機関との関わりをある程度受け入れようとしている態度が見られる。 このうち2つが該当する。
	2	・ 携帯電話などにて連絡が常に取りれる。また番号が変わった場合には連絡している。 ・ 手紙を出した場合には（置き手紙を含む）、速やかに反応（電話するなど）を返す。 ・ 関係機関との関わりをある程度受け入れようとしている態度が見られる。 これらの状況がここ最近3ヶ月以上つづいている。
	3	・ 携帯電話などにて連絡が常に取りれる。また番号が変わった場合には連絡している。 ・ 手紙を出した場合には（置き手紙を含む）、速やかに反応（電話するなど）を返す。 ・ 関係機関との関わりをある程度受け入れようとしている態度が見られる。 これらの状況がここ最近半年以上つづいている。

(お子さんの学校について)

項目⑨⑩

項目	レベル	生 活 な どの 状 況
登校準備	0	・ 衣類、準備物などの把握をしておらずに、どこに何があるかも把握できない状況になっている。 ・ 本児の部屋（勉強スペース）などが確保されておらず、雑然としている。
	1	・ 朝食を食べる（作る）、用意する生活ができている。 ・ 衣類、準備物などが整理されて用意されている。
	2	上記のことにプラスして ・ 年間を通して学校で必要な物が把握できていて、意識できている。 ・ 本児の勉強スペースが確保され、周辺が整理されている。
	3	上記のことにプラスして ・ 転入先の学校へ挨拶に行き、校長や担任などと情報交換をした。 ・ 登校ルートや集団登校の時間などを把握しており、

カテゴリー	項目 (年月日)	評価した年月日とレベル			
住環境のこと	項目① 定住 (母) (相セ)				
	項目② 家の中の清潔 (母) (相セ)				
生活全般について	項目③ 生活リズム (母) (相セ)				
	項目④ 約束事 (母) (相セ)				
	項目⑤ 社会活動 (母) (相セ)				
	項目⑥ 適切な服薬 (母) (相セ)				
お母さんの健康状態について	項目⑦ 対人関係の問題 (母) (相セ)				
	項目⑧ 関係機関との 関わり (母) (相セ)				
学校のこと	項目⑨⑩ 登校準備 (母) (相セ)				

○帰省ができるようになるためには・・・

お子さんの施設生活では、学校の長期休暇（春休み、夏休み、冬休みなど）の際に、お家で家族の方々と過ごす長期帰省と、ご家族の方が週末（土曜・日曜・祝日など）に都合がよい場合に帰省する週末帰省の二種類があります。

ともに、保護者の責任でお家まで連れて帰っていただき、予定された日時には施設へ送りどどけることができなければなりません。

また、帰省中の生活は、施設に帰ってからの生活に支障がないようにリズムのある規則正しいものでなくてはなりません。

このため、チェックシートの目安としては、次の項目については少なくとも目安のレベルまで達していることが重要です。

・2～3日程度の外泊

カテゴリー	項目	目安のレベル
住環境のこと	① 定住	1以上
	② 家の中の清潔	1以上
生活全般について	③ 生活リズム	1以上
	④ 約束事	1以上
お母さんの健康状態について	⑥ 適切な服薬	1以上
	⑧ 関係機関との関わり	1以上

・長期帰省（4日以上）を含めた外泊

カテゴリー	項目	目安のレベル
住環境のこと	① 定住	2以上
	② 家の中の清潔	2以上
生活全般について	③ 生活リズム	2以上
	④ 約束事	2以上
お母さんの健康状態について	⑤ 社会参加	2以上
	⑥ 適切な服薬	2以上
関係機関	⑦ 対人関係の問題	1以上
	⑧ 関係機関との関わり	2以上
学校のこと	⑨⑩ 登校準備	1以上

○家庭引取が可能になるためには・・・

お子さんが施設を退所して家庭復帰を果たすためには、以前のような不適切な生活状況に陥ることがないように、ひとつひとつ改善できたことが、継続して続いている状態になっておく必要があります。

このため、チェックシートの目安としては、次の項目については少なくとも目安のレベルまで達していることが重要です。

カテゴリー	項目	目安のレベル
住環境のこと	① 定住	3以上
	② 家の中の清潔	3以上
生活全般について	③ 生活リズム	3以上
	④ 約束事	3以上
	⑤ 社会参加	3以上
お母さんの健康状態について	⑥ 適切な服薬	3以上
	⑦ 対人関係の問題	2以上
関係機関	⑧ 関係機関との関わり	3以上
学校のこと	⑨ 登校準備	3以上

親子の関係を保つために・・・

今は、普段、お母さんとお子さんが別々の場所で生活することを余儀なくされています。このため、お母さんとお子さんとの触れあいの時間は、面会や外出、外泊の時に限られます。ですので、限られた時間の中で、「量（たくさん時間）」ではないけれど「質（よい関係）」を重視した親子関係をもつ練習をしましょう。

お母さんが「がっかりするような」ことがないように、面会や外出など約束した場合にはそれを最優先させることが大切です。仮にそれができない場合には、きちんと説明して変わりの日を用意し、その日は必ず約束を守ることも重要です。何か物をプレゼントすることも喜ばれますが、お母さんの笑顔が見られる時間はお子さんにとって何よりのプレゼントです。

もちろん、「量（たくさん時間）」も大切です。面会や外出などは、とくにレベルの目安を設けていまいせんでいつでも可能です。できるだけ、面会や外出の時間を多くとって、親子の触れあいの時間を大切にしてください。

確実にレベルアップをしていくために・・・

p1 であげたたくさんさんの問題をひとつひとつ確実に改善していくには、お母さんお一人の力では難しい部分があります。また、「できるだけ早くに・・・」とやる気があっても、応援してくれる人がいなかったり、期限・手順が定められないままに取り組んでいくのでは知らず知らずのうちに伸び伸びになってしまいうものです。

このようなことがないように、それぞれの項目を確実にレベルアップしていくためのサポート（支援してくれる人）を見つけていくことが重要です。項目ごとでサポーターが異なってもかまわないのです。

例えば、「住環境のこと」については、大叔母さん（○○さん）の力を借りよう。「お母さんの健康状態について」は、○○クリニックにお世話になろう。「生活全般について」は、○○学園の先生に見守ってもらおう・・・などです。

次に、確実にレベルアップするために、現状（今がどのレベルにあるのか）をきちんと把握し、どのような手順ですすめていけばいいか、いつまでに何をすめていけばいいのかをきちんと確認していく必要があります。

この点については、お母さんと子ども女性相談センターの担当者との間で「面接」などを通して実施していくこととなります。具体的な内容は以下の通りです。

面接について	
頻度	1～2ヶ月に1回程度
場所	子ども女性相談センター、○○学園 または家庭訪問時 など
対応	子ども女性相談センター職員 ○○学園職員 など
内容	①いまの現状について話し合う。チェックシートと一緒に現状を認識する。 ②今後のレベルアップに向けて、どのような手順で、どのようにすすめていけばいいのかについて話し合う。 ③これから起こりうることに予測をたて、対処法を検討する。 ④その他、それぞれの項目で必要と考えられる事柄について話し合う。 などです。

最後に・・・

このプログラムは、お母さんが取り組んでこそ意味のあるものになります。仮に、取り組みないう状況になる場合には、プログラムの見直しが必要なものも出てくるかもしれません。無理のないように、しかし後戻りすることのないように着実にすすめていくことが大切ですので、心配な点や不安があれば、いつでも子ども相談センター職員、○○学園の先生方などにお話し下さい。また、このプログラムにないことについては、双方で協議して決めていきましょう。

